



富山型デイサービス

介護サービスのあり方や支援の仕組みを、根本から変えた富山型デイサービス。年齢や障害の有無に関わらず、互いに支えあう関係が、全国的なスタンダードとなりつつある。

■ 安心とやまの将来像

豊かな自然や生活環境を活かし
住み慣れた地域の中で、健康で快適に
安全で「安心」して暮らせる県

■ 政策

I 健康づくりと医療、福祉の充実

- 1 医療の充実
- 2 健康づくりの推進
- 3 食の安全確保と食育の推進
- 4 スポーツの振興
- 5 地域総合福祉の推進
- 6 高齢者福祉の充実
- 7 障害者福祉の充実

II 豊かで快適な環境の保全

- 8 自然環境の保全
- 9 生活環境の保全
- 10 循環型・脱温暖化社会の構築
- 11 水資源の保全と活用

III 安全・安心な暮らしの確保

- 12 生活交通の確保
- 13 住環境の整備
- 14 雪に強いまちづくり
- 15 県土保全の推進
- 16 防災・危機管理体制の充実
- 17 防犯対策の推進による安全なまちづくり
- 18 生活の安全の確保

第4節 安心とやま

健康で安全、安心な暮らしづくり

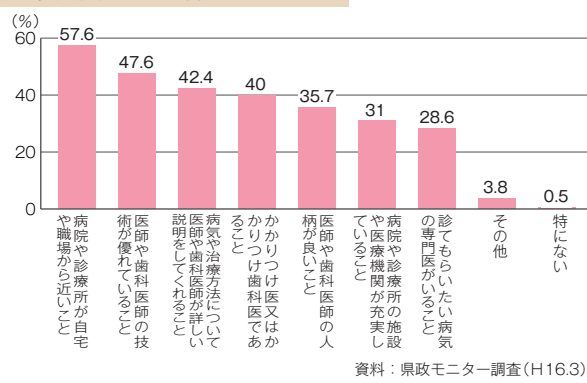
政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もがけがや病気の状況に応じて、身近な地域で必要なときに安心して質の高い、患者本位の医療を受けることができること。

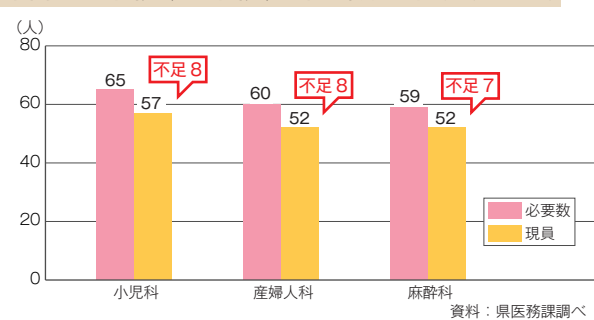
現状と課題

- 高齢化の進展や在宅療養者の増加に伴い、身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民のニーズが高まっています。また、医療安全や終末期医療に関する県民の関心も高まっており、このような中で、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得られ、安心して医療を受けられる環境づくりが求められています。
- 新しい医師臨床研修制度が平成16年度から始まったこと等に伴い、臨床研修医が大都市圏に集まる傾向が現れるなど、地方では医師不足の状況となっています。本県においても、特に公的病院等では勤務環境の厳しい小児科、産科、麻酔科等の診療科や救急部門において医師不足となっています。
- 看護職員については、病院において健康状態や出産育児、結婚を理由とする退職が約4割を占めるなど退職者数が多く、平成18年4月の採用数が採用予定数の6割程度と、看護師不足となっています。
- 新薬に比べ低価格のジェネリック医薬品(後発医薬品)(※1)の使用は、患者負担の軽減や医療費の削減が図られることから、その利用促進が求められています。このため県では、富山県ジェネリック医薬品利用促進協議会を設置し、「ジェネリック医薬品採用マニュアル」を発刊し、全国に発信しています。
- 若年層の献血協力者の減少などにより不足傾向にある血液の確保や医薬品の品質の確保、新たな医薬品の開発が引き続き課題となっています。

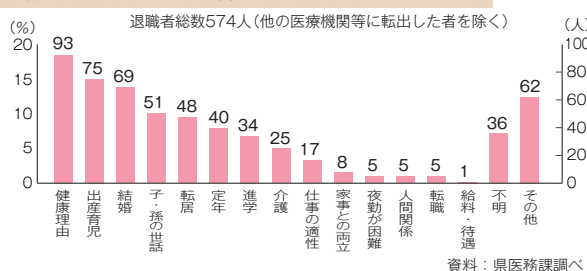
医療機関を選ぶ際のポイント



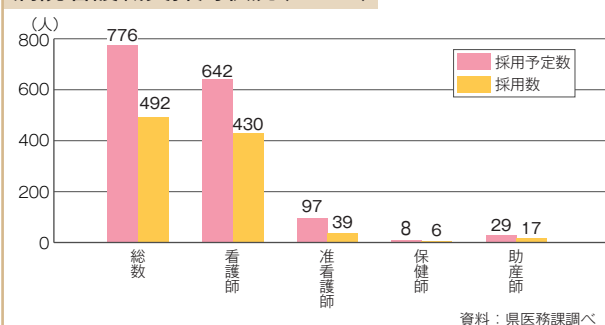
県内公的病院(25病院)の医師数の状況(H18.4)



病院看護職員理由別退職者数(平成17年度)



病院看護職員採用状況(H18.4)



取組みの 基本方向

- 患者が病状に応じて適切な医療を受けることができ、また、診療内容の確認、選択など安心して治療が受けられるように、医療機関相互の機能分担と連携の推進、疾病別医療機能の充実強化、IT化による診療の質の向上など、総合的かつ効果的な医療提供体制の整備を推進します。
- 医師、看護職員など地域医療を担う人材を確保するため、市町村、県医師会、県看護協会、各医療機関などと連携・協力し、地域医療の現場における実践的な研修を行うなど総合的な対策を推進します。
- 医療の高度化・専門化に対応できるよう、臨床研修機能の強化等医療従事者の資質の向上を図ります。
- 医療機関における安全管理体制の強化など医療安全の確立に向けた取組みを進めます。
- 終末期における全人的な医療やケアが提供できる体制の整備に努めます。
- 県民への啓発等により、ジェネリック医薬品利用促進のための環境整備に努めます。
- 県民の献血に対する理解を深め、必要な血液量の確保を図るとともに、医薬品等の製造管理指導などにより、医薬品の品質の確保に努めます。また、新たな医薬品の研究開発や治験、医薬品の安全情報収集・提供体制の整備を支援します。

重点施策

重点施策	内 容
1 医療提供体制の 整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における医療機能の分担と連携による、急性期から回復期を経て、在宅医療に至る病状に応じた切れ目のない医療サービスの提供 ・ 公的病院の機能の重点化、がん等の疾病別専門医療機能の充実 ・ がんの早期発見・治療のためのPET（陽電子放射断層撮影装置）の導入等高度医療機器の整備（⇒コラム4-1） ・ がん診療連携拠点病院とPETセンターの連携による「富山型」がん診療体制の整備 ・ かかりつけ薬局の普及や薬局機能の充実による医薬分業の質的向上 ・ 救急医療体制、小児救急医療体制、周産期医療体制、へき地医療体制、臓器移植等の医療提供体制の整備 ・ 終末期医療についてのシンポジウムの開催等や、緩和ケア病棟・病床、緩和ケアチーム、在宅ホスピス等の拡充 ・ かかりつけ医や訪問看護ステーション等を中心とした在宅医療支援システムの整備 ・ 地域におけるリハビリテーション機能の整備 ・ 電子カルテシステムの導入等情報基盤の整備・充実
2 医療の安全の確保と 医療サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者による医療機関の選択を支援するための医療機能情報の提供 ・ 医療安全の確保のための研修の充実や医療相談機能の強化 ・ 院内感染防止体制の充実 ・ インフォームド・コンセント（※2）、セカンド・オピニオン（※3）等の推進 ・ 性差医療（※4）等の推進、助産師の活用等による地域で安心して出産できる多様な環境の整備

（※1）ジェネリック医薬品（後発医薬品）：新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、有効性（効能・効果）、安全性等が同等かつ用法・用量が同一であり、新薬に比べて低価格な医薬品

（※2）インフォームド・コンセント：診療について、専門的な知識のない患者が理解できる方法や言葉でわかるように説明したうえで、患者が納得し、同意すること。

（※3）セカンド・オピニオン：診断や治療法について、主治医以外の意見を聞いて情報を収集すること。

（※4）性差医療：男女の体の違いに注目し、男女それぞれに特有の疾患や病気の態様などの医学的な実証に基づいて行う医療

3

人材の確保と
資質の向上

医師確保対策

- ・小児科、産科、麻酔科等の診療科や救急部門における人材の確保
- ・各臨床研修病院における初期臨床研修医の確保と、県内の拠点病院等が中心となった初期臨床研修修了医師に対する専門研修体制の整備・充実
- ・修学資金貸与制度の活用による医師の県内定着の促進
- ・地域医療を志す医師等に対する地域医療現場での研修の実施
- ・女性医師のライフステージに応じた、働きやすい勤務環境の整備・充実
- ・育児等のため休暇中あるいは退職した女性医師に対する研修の場の提供による職場復帰の促進

看護職員養成確保対策

- ・県立総合衛生学院の改修による教育環境の整備・充実
- ・看護系大学の定員増や短大の学科新設に対する協力・支援
- ・看護職員や看護学生確保のためのPRの実施
- ・修学資金貸与制度の活用による看護職員の県内定着の促進
- ・病院内保育所の整備等子育て支援による看護職員の離職防止
- ・緩和ケアやがん等の認定看護師を目指す看護師等への支援
- ・再就業希望者に対する職場復帰のための研修等の実施
- ・県看護協会の行う再就業促進対策事業に対する支援
- ・新卒看護職員や再就業看護職員が働きやすい勤務環境の整備・充実

医療従事者の資質向上

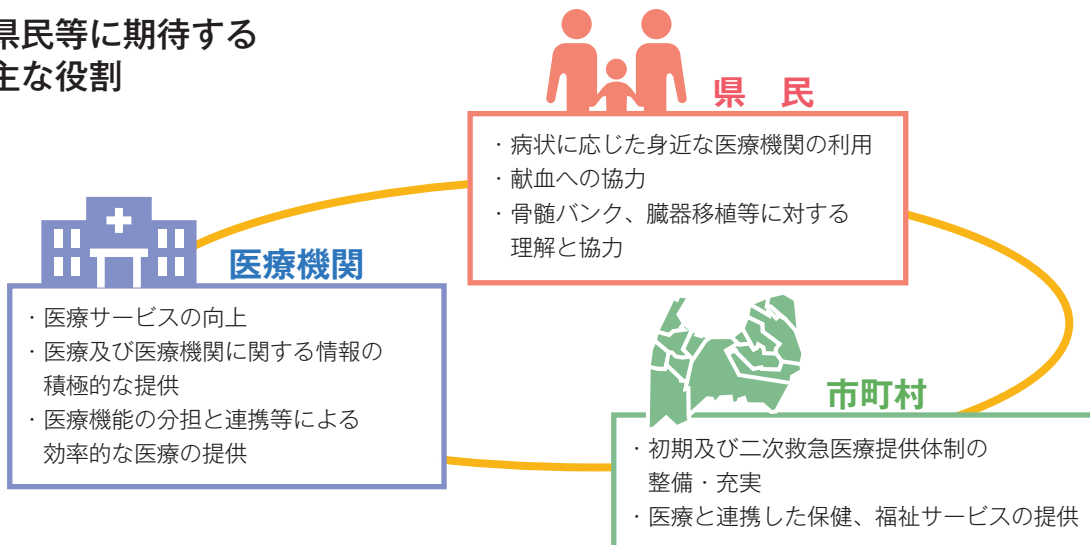
- ・医師や看護職員、薬剤師等の研修に対する支援

4

医薬品の研究開発の
推進と
医薬品の安全性・
血液の確保

- ・産学官共同プロジェクトによる医薬品の研究開発の推進
- ・医薬品開発のための治験実施体制の整備支援
- ・技術的相談指導の充実、医薬品の安全情報収集・提供体制の整備促進などによる医薬品の製造・品質管理、市販後安全管理体制への支援
- ・講習会等による啓発や病院・診療所と薬局との連携強化によるジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進の支援
- ・街頭活動や映像等を活用した献血思想の普及啓発
- ・医療関係者に対する講演会等による血液製剤使用適正化の普及・啓発

▶ 県民等に期待する
主な役割



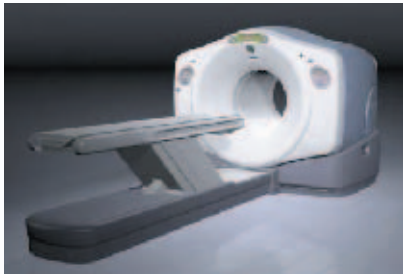
コラム4-1

PET(陽電子放射断層撮影装置)の導入
(共同利用方式のPETセンターについて)

本県では、がんによる死亡率が全国よりも高く(平成17年度 人口10万人当たり対死亡者数 本県289.5人、全国258.3人)、県民の健康の大きな脅威となっています。PET検査は、全身を一度に撮影でき、病巣の広がりや転移の発見にも強いなどその有用性は高く、本県におけるがん医療や検診に大きく寄与することが期待されています。

PETの導入には、多額の資金や優れた人材の確保が必要ですが、県内の各病院が、それぞれPETの撮影機器を整備することになれば、県全体としてコストが高くなり、多くの医療人材が必要になります。また、本県にはPET検査に必要な薬剤(※5)を製造する装置がなく、県外から毎日配送される薬剤の数しか検査を行うことができません。

現在整備が進められているPETセンターでは、行政と民間が力をあわせ、医療や検診においてすべての県民が必要ときに等しくPET検査が受けられるよう、薬剤の製造装置と最新式のPET/CTカメラを複数整備し、人材を集中させる共同利用方式を採用しています。PETのような高額な医療機器を行政と民間が共同で整備し、県内の各医療機関や企業が共同利用するという本方式は、全国初の取組みで、医療の効率性や採算性からも優れており、高度で高額な医療機器整備の今後のモデルとして、全国的にも注目されています。



PET/CTカメラ (PET検査とCT検査を同時に行える装置)

・全身を一度に撮影できる。 ・小さながんでも診断できる。 ・検査の負担が少ない。

▶ 県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
医師の数 人口10万人当たり	218.8人 (H12)	230.4人 (H16)	250人以上	医師増員希望数が充足されるように目標を設定
うち小児科医師 小児人口1万人当たり	9.1人	9.9人	12人以上	
うち産婦人科医師 出生千人当たり	10.0人	11.3人	12人以上	
看護職員の就業者数 人口10万人当たり	1,063.0人 (H12)	1,179.0人 (H16)	1,300人以上	「より質の高い医療の確保や看護職員の勤務条件の改善のための望ましい看護職員数」として算定した看護職員需給見通しに基づき、1,300人以上を設定
訪問看護ステーション数 人口10万人当たり	2.68か所 (H12)	2.86か所 (H16)	4.5か所	全国平均(4.68か所)並みを目指して設定。
医療機能評価機構の認定を受けた病院数 (財)日本医療機能評価機構の評価を受け、各評価項目の評価が標準的な水準以上であるとして認定証を交付されている病院	2病院 (H12)	17病院 (H17)	37病院	公的病院及び病床数200以上の全病院が認定されるよう設定

(※5) PET検査に必要な薬剤：PET検査では、ブドウ糖に類似した放射性薬剤を投与して撮影する。この薬剤は長持ちせず、時間とともに減衰し、約2時間で半減するという性質があるため、随時配送しなければならない。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

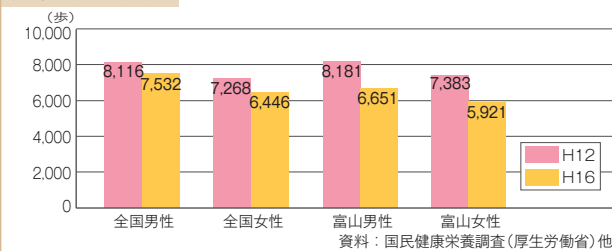
誰もが望ましい生活習慣を実践することにより、心身ともに健康な生活を送り、健康寿命が延びていること。

*関連政策：安心3「食の安全確保と食育の推進」
安心4「スポーツの振興」

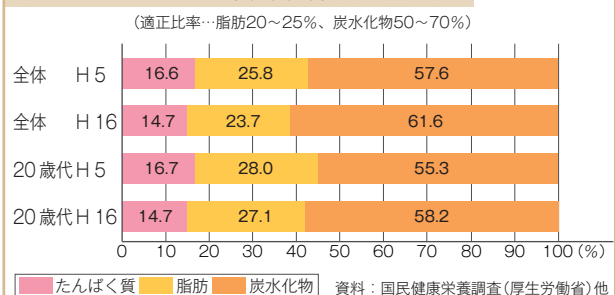
現状と課題

- 現在、国においては、医療費の伸びを抑制することを目指して医療制度改革が進められており、健康づくりの国民運動化と網羅的体系的な保健サービスの提供により、生活習慣病対策を総合的に推進していくこととされています。
- 本県では、全国平均より早いスピードで高齢化が進行しており、県民一人ひとりが健康で元気に自立して暮らせる期間(健康寿命)を延ばしていくことが求められています。
- 本県には人口当たりの公立体育館面積が全国の2倍以上あるものの、運動習慣のある人の割合は全国平均の3分の2にとどまっています。また、歩行数(H16)を見ると本県では全国平均を上回る減少となっており、日常的な運動習慣を定着させる必要があります。
- 食生活については、エネルギーの栄養素別摂取構成比を見ると、全体としては概ねバランスのとれた状態にあるものの、20歳代では、脂肪の摂取割合が国の定めた食事摂取基準の適正比率の上限と言われる25%を超え、栄養バランスの改善が求められています。
- 県民の健康づくりの支援には、ライフステージに応じた健康管理体制の充実が必要です。
- がんは、毎年、県内で新たに約6,000人が発症し、毎年約3,000人が死亡しており、県における死因の1位を占めていることから、がん対策は大きな課題となっています。
- 心臓病や糖尿病などの生活習慣病、新たな感染症、ストレスやこころの健康の問題等への対応の必要性も高まっています。

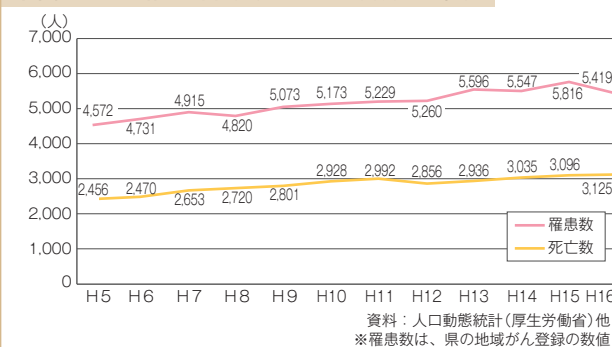
歩行数の状況



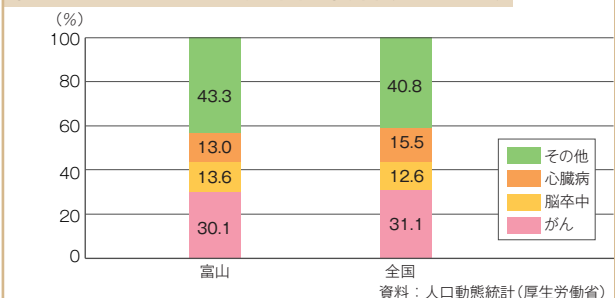
県民のエネルギー栄養素別摂取構成比



県内のがん罹患患者数及び死亡者数の推移



総死亡に占める主要死因の割合(平成16年)



取組みの 基本方向

- 運動習慣の定着と食生活の改善を柱とした健康的な生活習慣の確立を図ることにより、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防をはじめとした生活習慣病対策を推進します。
- 県民が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理に取り組むことができるよう、健康診査及び健康相談、保健指導等に係る体制・機能の充実を図ります。
- がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療体制の整備や、高度医療機器の活用などを進め、がん対策をはじめとした生活習慣病対策を推進します。
- SARS(※1)・新型インフルエンザ等の感染症をはじめ様々な疾病に対応した対策を進めます。また、こころの健康を保つための積極的休養(※2)を推奨するなど、こころの健康づくりを推進するとともに、自殺対策にも取り組みます。

重点施策

重点施策	内 容
① 運動習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民歩こう運動の展開などによる日常生活における運動習慣の定着 ・ 国の「エクササイズガイド2006」などを活用した安全で有効な運動の県民への普及 ・ 各種の健康スポーツ大会や健康増進施設等が実施する事業などに関する情報提供の充実
② 食生活の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「食事バランスガイド」などを活用したバランスのとれた食生活の普及 ・ 食生活改善推進員、栄養士、ヘルスポランテア(※3)等が実施する、食生活改善活動等への支援 ・ 栄養成分表示、元気メニューの提供、禁煙・分煙を推進する「健康づくり協力店」の登録の推進
③ 健康管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きざかりの世代を中心として医療保険者が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策の支援 ・ 地域保健と職域保健の連携を深めるなど医療保険者等の関係機関の連携・協力の促進 ・ 健康診査やがん検診の受診率向上を図るための、普及啓発や受診しやすい体制づくりの推進 ・ 妊産婦の健康管理の充実を図るため、市町村が実施している妊産婦健康診査への支援 ・ 市町村の母子保健活動への支援、未熟児訪問指導や慢性疾患児への保健指導などの専門的母子保健サービスの充実 ・ 学校の児童生徒の健康診断結果等を分析し、生活習慣病等の予防対策を講じるなど、子どもの健康管理の充実

- (※1) **SARS** : Severe Acute Respiratory Syndrome(重症急性呼吸器症候群)。呼吸器疾患をともなう新種のウイルス感染症のこと。
- (※2) **積極的休養** : 単に心身の疲労を回復し元の活力ある状態に戻すだけでなく、明日に向かっての英気を養い、身体的・精神的な健康能力を高めるといった能動的で活動的な休養。
- (※3) **ヘルスポランテア** : 健康を主体とした所定の養成研修を修了し、地域で広く健康づくりを推進し、実践している健康づくりボランティア

4

生活習慣病対策の推進

がん対策

- ・がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療体制の整備
- ・PET（陽電子放射断層撮影装置⇒コラム4-1）やマンモグラフィ（※4）等の高度医療機器を活用した、精度の高いがん検診体制の整備
- ・がん罹患率、罹患率などの実態やがん医療の評価を可能にするためのがん登録の強化
- ・がん患者の療養生活の質の維持向上を図るための緩和ケア病棟の普及や在宅ターミナルケア体制の整備
- ・防煙、分煙、禁煙サポートを3つの柱とした、たばこ対策の推進

その他の生活習慣病対策

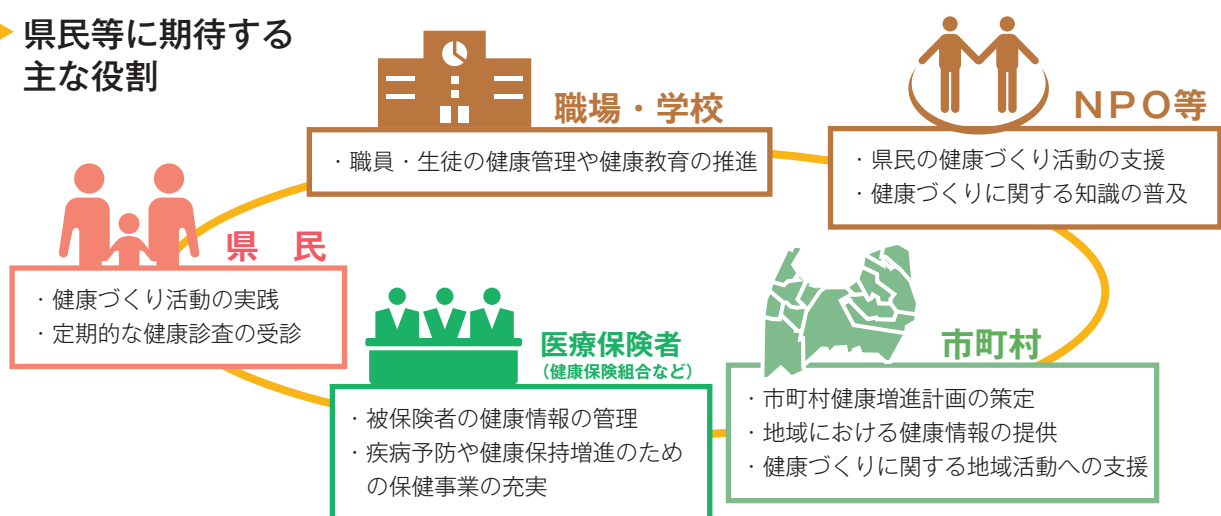
- ・地域リハビリテーション支援センターを中心とした脳卒中患者等への適切なリハビリテーション提供体制の整備
- ・糖尿病患者の合併症を予防し重症化防止を図るための、医療機関等と連携したフォロー体制の整備

5

疾病別対策の推進

- ・ウイルス性肝炎に対する検査・診療体制と感染者の療養支援体制の充実
- ・SARS・新型インフルエンザ等の新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症の予防対策、まん延防止対策の推進
- ・エイズに関する正しい知識の普及啓発、受診しやすい検査体制の整備、医療体制の確保・整備
- ・クラミジアや梅毒等の性感染症に関する正しい知識の普及啓発や相談・検査体制の充実
- ・学校と連携した青少年期の望ましい生活習慣の形成や、思春期の性教育等の充実
- ・難病相談・支援センターを中心とした難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の充実
- ・公害等による健康被害などへの対応
- ・8020運動（※5）など生涯を通じた歯と歯ぐきの健康づくりの推進
- ・心の健康センターにおけるストレス対処法などの普及や、学校、職場、地域等、各生活場面でのこころの健康づくりの推進
- ・関係機関、団体と連携した自殺対策の展開

▶ 県民等に期待する
主な役割



県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
健康寿命 平均寿命から要介護期間を引いた年数	男性76.06歳 女性80.70歳 (H13)	男性76.17歳 女性80.18歳 (H16)	延伸する	平均寿命の伸びが大きく見込めないことから、健康寿命の延伸には、若い頃からの生活習慣を改善し、要介護期間を短縮することが必要になる。
基本健康診査受診率 市町村老人保健事業における基本健康診査の受診率	51.8% (H12)	53.1% (H16)	65%以上	現在でも本県の基本健康診査受診率は全国上位(H16:7位)であるが、県民の概ね3分の2が受診することを目指す。 (最高:⑩65.5、⑯65.3、⑱64.9いずれも山形)
3大生活習慣病による死亡率（人口10万人当たり） がん、心臓病又は脳卒中による死者数	がん 256.4人 心臓病123.6人 脳卒中129.9人 (H12)	がん 289.5人 心臓病136.9人 脳卒中133.6人 (H17)	抑制する	本県は全国平均より早いペースで高齢化が進んでおり、今後も、死亡率は増加することが見込まれるが、できる限り抑制することを目指す。
運動習慣のある人の割合 1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合	男性22.4% 女性17.5% (H12)	男性19.6% 女性15.6% (H16)	男性30%以上 女性25%以上	全国平均(男性30.9%、女性25.8%)を目標値とする。 (男性の場合) ①現在運動習慣がある人 約20% ②運動はしているが週2回30分以上の運動を1年以上継続していない人 約7.5% ③全く運動をしていない人 約72.5% $①+② \times 1/3 + ③ \times 1/10 = 30\%$
喫煙率 成人で、たばこを吸っている人の割合	男性54.4% 女性10.0% (H12)	男性46.1% 女性10.2% (H16)	男性40%以下 女性10%以下	国の禁煙への取組み状況や近県の状況を踏まえ、設定する。

(※4) マンモグラフィ：乳房専用のX線撮影のこと。視触診では分からない乳がんの早期発見が可能になる。

(※5) **8020(ハチマルニイマル)運動**：80歳になっても自分の歯を20本以上保ち、かむこと的能力を維持して健やかで楽しい生活を送ろうという運動

政策目標 (政策の目指すべき成果)

安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手することができるとともに、県民自らが「食」に対する知識と理解を積極的に深めていること。

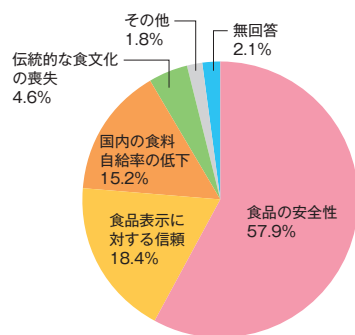
* 関連政策：活力10「農業生産の振興」

活力12「水産業の振興」

現状と課題

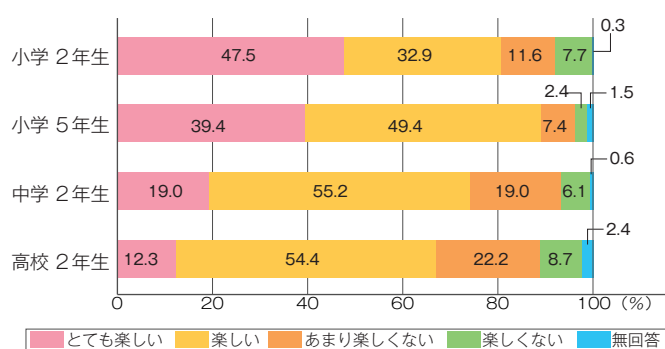
- 食を巡っては、平成13年9月の国内初のBSE(牛海綿状脳症)発生や平成14年の食品の偽装表示の続発、輸入農産物中の残留農薬の問題などにより、食品の安全性に関する消費者の不安や関心が高まっており、県では富山県食品安全推進本部を設置して食品の安全性確保のための施策を総合的に推進し、県民の不安解消に努めています。
- また、食生活を巡っては、脂肪からのエネルギーの摂取構成比の過大や野菜不足などの栄養バランスの偏り、孤食・欠食などの食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加などの問題が顕在化してきています。
- さらに、食事が楽しくない子どもたちの増加(中学生の約2割、高校生の約3割が「楽しくない」「あまり楽しくない」と実感)や、食事の際に挨拶をしないなどの食に対する感謝の念の欠如がみられるとともに、地域の伝統的な食文化も失われつつあることから、県では全国に先駆けて、条例により富山県食育推進会議を設置し、食育の推進に努めています。

食に関して、特に不安に感じること



出典：「食育に関するアンケート調査（H17）」(富山県)

食事(夕食)の楽しさに関する実感



出典：「食育に関するアンケート調査（H17）」(富山県)

取組みの基本方向

- 食品の安全性の確保を図るため、県民への情報提供、農業者に対する生産資材の適正使用や衛生管理の徹底、食品製造・販売業者、幅広い世代の消費者への食品表示制度の普及・指導など、生産から消費に至る一貫した総合的な施策を推進します。
- 食を通じて元気な子どもの育成や健康で長生きできる人生を実現するとともに、地産地消等を通じて地域の活性化を図るため、①富山の「食」に着目した「富山型食生活」の確立、②家族そろった楽しい食事を通じた健全な食生活の実現、③家庭を中心とした食育に対する地域社会のしっかりとした支援という3つのポイントから、食育を県民運動として推進します。

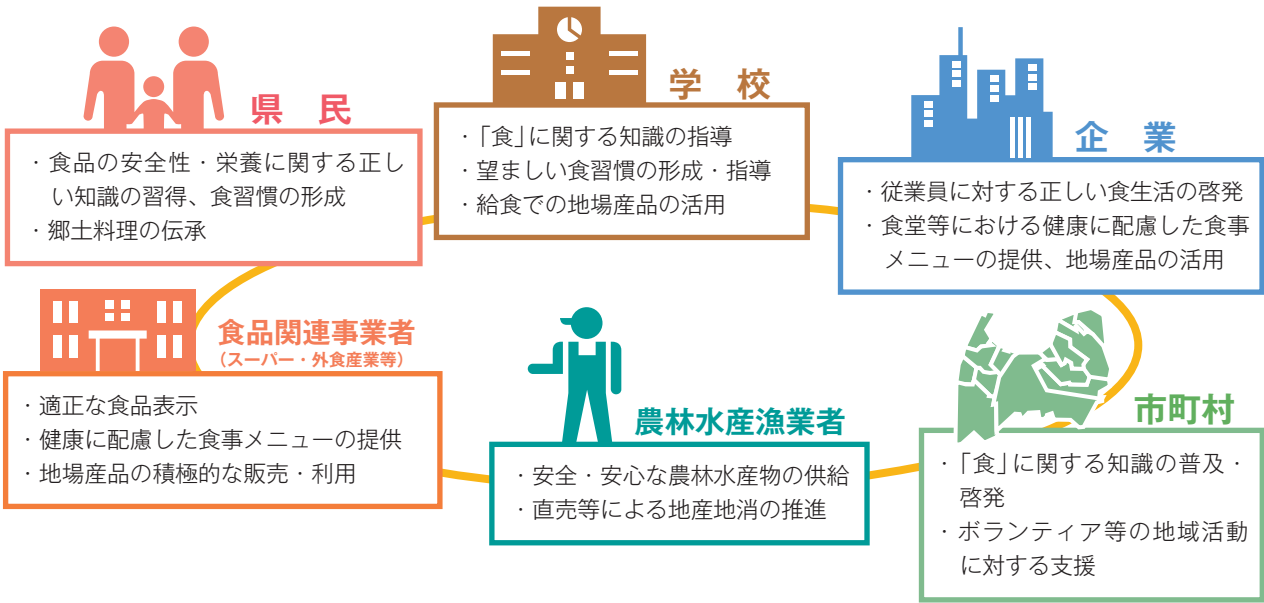
重点施策

重点施策	内 容
<p>① 食品の安全に関する情報の受発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性に関する講習会の開催やパンフレット等の配布による正しい知識の普及・啓発 ・食の安全・安心情報ホームページによる食品のリスクに関する情報の発信・共有 ・食品の安全性に関するフォーラムなど、意見交換会等の開催による県民の意見・要望の把握 ・各種窓口における消費者や製造業者等からの相談機能の充実
<p>② 食品の安全性の確保と適正な表示の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の生産資材の適正使用の普及・指導 ・農産物の生産履歴管理、衛生管理の普及・指導の推進 ・農産物の残留農薬検査など食品の安全確認体制の強化 ・食品製造・販売業者に対する食品表示の監視・指導等の実施 ・食品表示講習会等の開催や、子どもたちを対象とした教材の配付など、幅広い世代への食品表示制度の普及・指導
<p>③ 食育・地産地消の推進</p>	<p>富山の「食」に着目した「富山型食生活」の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルメニューや富山県版食事バランスガイドの作成・普及など、富山米と新鮮な魚介・野菜を摂る栄養バランスの良い「富山型食生活」の確立 ・学校給食における地場産食材の活用や直売所・インショップ(※1)の開設等の支援などによる地産地消の推進 ・「越中料理」の継承・創作や新たな食の伝承制度の創設による食文化の継承・創造 <p>家族そろった楽しい食事を通じた健全な食生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とやま家族ふれあいウィーク」を中心とした家族そろった食事の推進 ・三世代クッキングセミナーや各種体験講座等、家族での農林水産業や料理などへの実体験機会の充実 <p>家庭を中心とした食育に対する地域社会のしっかりとした支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とやま子育て応援団」や「食育リーダー」(※2)等の地域支援体制の確立 ・食育推進フォーラムやホームページ等による幅広い情報提供 ・保育所・学校等における子どもたちの望ましい食習慣形成のための指導体制整備や家庭と連携した普及・啓発

(※1) **インショップ**：食品スーパー等小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格・品目・規格を決定した青果物を販売する形態

(※2) **食育リーダー**：食育に関する技術・知識を有する医師、管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員、調理師等を登録し、学校や地域が主催する講演・研修等に派遣する県の制度

▶ 県民等に期待する
主な役割



食品の安全に対する関心の高まり、
食生活の乱れ、食に対する感謝の念や伝統的な食文化の喪失



食品の安全に関する情報の受発信

食の安全の確保と食育の推進



食品の安全性の確保



「食育」を県民運動として推進

県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
食品表示が適正な店舗の割合 食品表示ウォッチャーのモニター報告による適正店舗の割合	76% (H15)	81% (H17)	95%以上	食品表示に係る法令を遵守した適正表示を確保するため、食品表示の監視・指導の徹底により、食品表示制度の改訂等にも対応しつつ、ほとんどの店舗での適正表示を目指す。
学校給食での県内産品使用割合 学校給食に供給される食材の総品目数に占める県内産の品目数割合	22% (H14)	24.8% (H16)	30%以上	県内生産の季節変動、生産品目の制約等により、数値の飛躍的向上は難しい状況にあるが、地産地消の推進等により、可能な限り高水準の目標として30%以上を目指す。
児童・生徒の朝食欠食割合 ・小学校5年生 ・中学校2年生	2.0% 4.6% (H12)	1.8% 5.4% (H16)	0% 0%	食習慣の基本を身に付ける重要な時期にある子どもたちに正しい食習慣を定着させる観点から、指導体制整備、普及・啓発等により、可能な限り朝食欠食割合ゼロ（0%）に近づけることを目指す。
栄養バランスの改善度合 ・脂肪からの20歳代 摂取エネルギー比率 ・成人1人・1日当たりの野菜摂取量 ・成人1人・1日当たりの食塩摂取量	28.9% 27.2% 315g 13.1g (H12)	27.1% 25.8% 266.5g 11.3g (H16)	25%以下 25%以下 350g以上 10g未満	国の健康増進計画である「健康日本21」で示された目標値を踏まえ、「富山型食生活」の普及など望ましい食生活の普及・啓発等により、栄養バランスの改善を目指す。

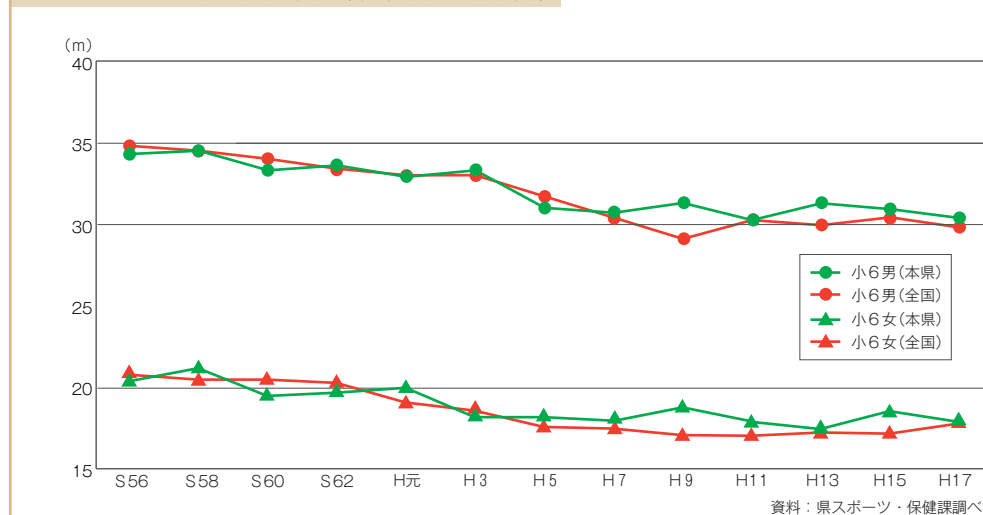
政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もがそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるとともに、本県の選手が全国や世界で活躍していること。

現状と課題

- 週1回以上運動やスポーツを実施する成人の割合が、33.7% (H16) と全国平均の38.5% (H15) を下回っており、運動・スポーツ習慣が定着している県民の割合が決して高くないことから、県民がいつでもスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。
- 幼いころから車で移動することに慣れ、屋外で思い切り運動する経験が少ないなど、子どもを取り巻く環境の変化により、日常的に体を動かすことが減少し、昭和60年頃から児童生徒の体力が低下傾向にあり、その向上を図ることが課題となっています。
- 中学校・高校において、生徒の多様なニーズに応じるため、地域やスポーツ関係団体等と連携を図りながら、運動部活動を推進することや指導者を確保することが求められています。
- 国民体育大会やオリンピック、ワールドカップなどにおける本県選手の活躍は、多くの県民に夢と感動を与えることから、全国や世界で活躍する選手を育成するために、県体育協会、関係機関や企業など県民あげての取組みが求められています。

ソフトボール投げ年次推移(小学校6年男女)



取組みの 基本方向

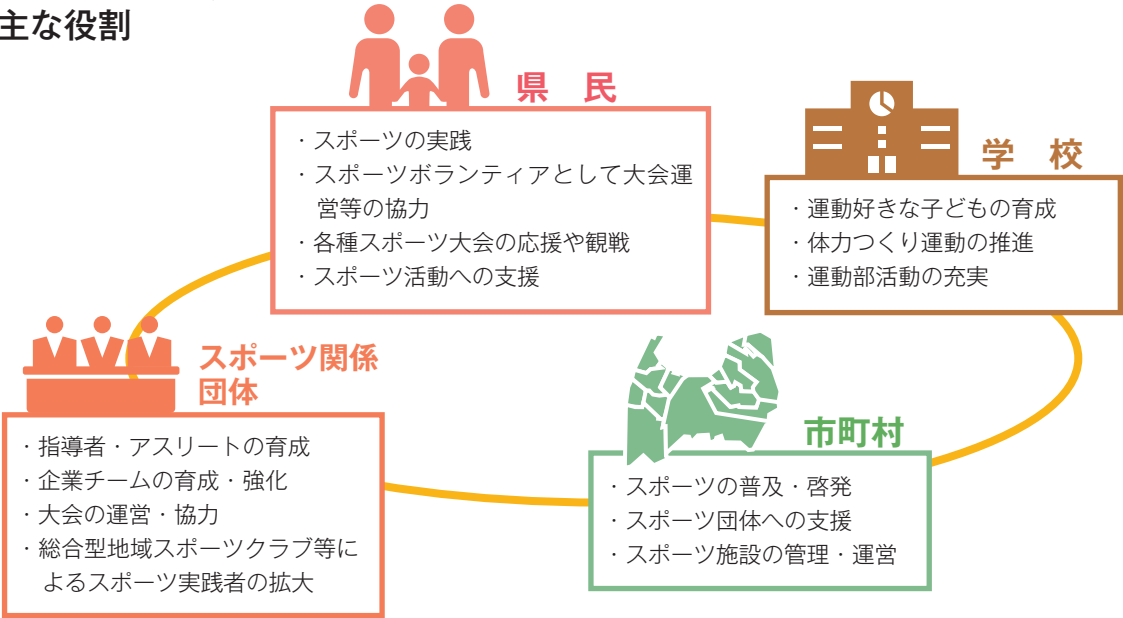
- ビーチボールやパークゴルフなどのニュースポーツやレクリエーションスポーツが普及するなど、多様化するスポーツニーズに応えるため県民の誰もが身近な施設で、一人ひとりの目的や好みに応じて、スポーツ活動を楽しめる環境づくりの推進に努めます。
- スポーツ人口の拡大を図るため、県民が目的や好みに応じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツプログラムの提供や、目的、能力に応じて参加できる魅力あるスポーツ大会等の開催に努めます。
- 運動好きで「たくましい心と体をもった子ども」の育成を図るため、学校・家庭・地域が連携し、幼児や児童生徒の運動意欲の向上と体育・スポーツ活動の充実に努めます。
- 中学校・高校の運動部活動の活性化を図るため、地域やスポーツ関係団体等と連携を図り、指導者等の養成・確保に努めます。
- 全国や世界の檜舞台で活躍する選手を育成するため、県体育協会、関係機関や企業など県民が一体となって、将来有望な人材の発掘や指導者の養成を進めるなど、選手強化の推進に努めます。

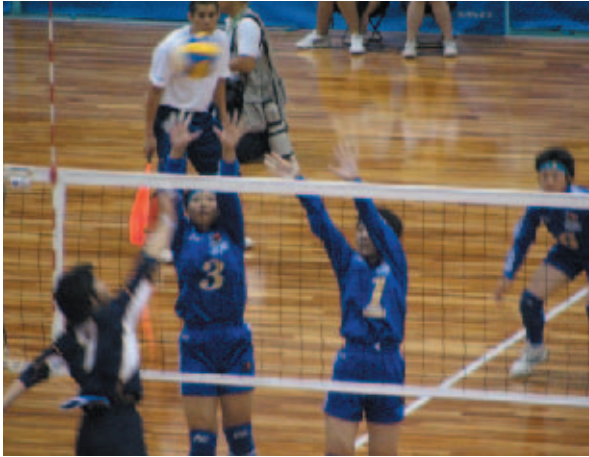
重点施策

重点施策	内 容
1 県民がスポーツに親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活でスポーツに親しむことができるようにするため、各種体育施設の機能の充実と利用の促進 ・総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャーの育成・確保やクラブ間のネットワーク化による組織強化の推進 ・県民のスポーツニーズに対応するため、これまでの県民体育大会、県民スポーツ・レクリエーション祭、県スポーツ少年団交流大会などを整理統合した新たなスポーツ大会の開催 ・県民あげてスポーツ・レクリエーションに取り組む「週間」の創設等による県民のスポーツへの参加の機会づくりや、健康づくり・運動の習慣化の推進 ・全国的、国際的大会やプロスポーツの試合など競技レベルの高いスポーツを観戦する機会づくりの推進
2 スポーツを支える人材の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格指導者及び「全国スポーツ・レクリエーション祭(平成22年開催)」等に向けての専門ボランティア(審判員等)、一般ボランティア(大会運営等)等のスポーツボランティアの養成と確保 ・地域等で積極的にスポーツ活動をする個人や団体の功績等を称える「元気とやまスポーツ大賞」などの顕彰制度の充実

<p>3</p> <p>学校等における 体育・スポーツ の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の楽しさを味わいながら、継続して運動に取り組む子どもの育成 ・幼稚園や学校の特色を生かし、家庭や地域と連携した体力づくり計画の作成及び実践 ・発達段階に応じた運動内容や目標値等を提示する「体力づくりノート」の作成 ・仲間とともに運動に挑戦した記録の県内順位が、インターネットでわかる体力づくり運動の推進 ・中・高校生の多様な運動ニーズに応えるための地域のスポーツ指導者などの有効活用
<p>4</p> <p>全国や世界で 活躍できる 選手の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動能力等に優れた将来有望な逸材をジュニアから発掘し育成する、「未来のアスリート発掘事業」の推進 ・拠点スポーツ施設等を活用し、豊かな素質を持つ中・高校生選手を育成・強化する「元気とやまスポーツ道場開催事業」の実施 ・県総合体育センターを拠点とした、国立スポーツ科学センター（JISS）と連携協力したスポーツ医・科学的トレーニング事業（※1）の推進 ・県体育協会・競技団体等の連携による一貫指導体制の確立と、合宿遠征などの競技力の強化事業による国民体育大会やオリンピック等で活躍する選手の育成・強化 ・全国や世界で活躍できる選手を関係団体や企業など県民あげて育成・支援する体制づくり

▶ 県民等に期待する
主な役割





全国大会での活躍を目指す高校生



逆上がり挑戦する小学生

▶ 県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
総合型地域スポーツクラブへの加入者数 総合型地域スポーツクラブに加入して活動するクラブ員数	3,277人 (H12)	34,142人 (H18)	36,000人	今後、人口減少が予測されるものの、クラブ数の増加やスポーツメニューの充実を図り、加入者数の増加を目指す。
スポーツ指導者数 (財)日本体育協会に登録している公認スポーツ指導者数	1,122人 (H12)	1,816人 (H17)	1,850人	スポーツ傷害予防やフィットネスなどの指導者の需要が高まっていることから、現在概ね県民430人に一人の指導者を400人に一人となることを目指す。
体力・運動能力の平均値 小学校6年生ソフトボール投げの平均値	男30.5m 女18.7m (H12)	男30.4m 女17.9m (H17)	男31.7m 女18.8m	近年平均値が下がってきているが、今後の各学校の特色ある体力づくり運動の推進を考慮して、過去10年間の最高値を目指す。
国民体育大会、全国高等学校体育大会及び全国中学校体育大会における上位入賞数 3位以内の入賞数	60 (H11)	42 (H18)	45以上	県体育協会や関係機関・企業等の連携により、現在の競技力の維持向上を目指す。

(※1) スポーツ医・科学的トレーニング事業：競技選手の競技力向上等の支援を目的として、選手の医・科学的な検査・測定を実施し、その結果に基づいて適正なトレーニングメニューの提供・指導・助言等を行うもの。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

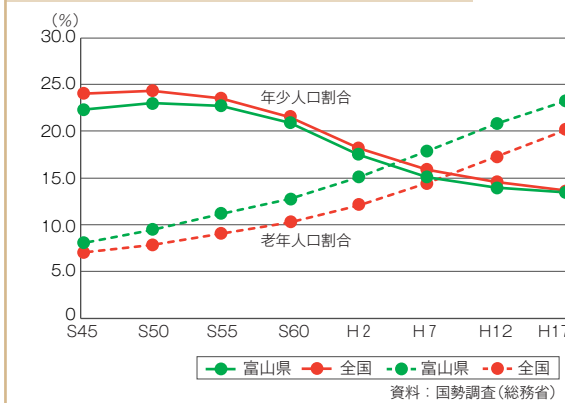
多くの県民が自主的かつ積極的に福祉活動に参加し、高齢者、障害者、子どもなどを地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティが形成されていること。

*関連政策：安心12「生活交通の確保」(地域公共交通のバリアフリー化)

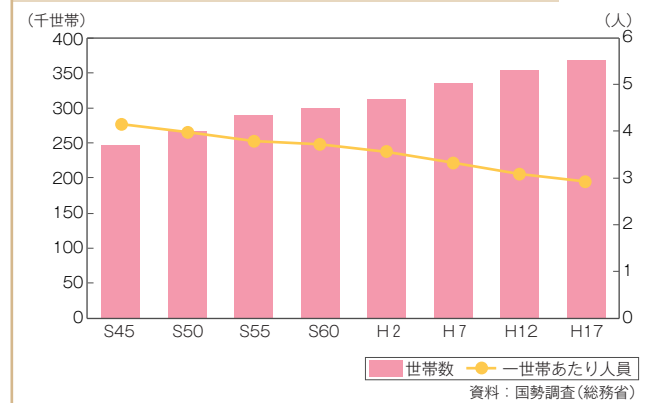
現状と課題

- 本県では、老年人口(65歳以上)の割合が昭和45年の8.1%が平成17年には23.2%と全国(S45：7.1%→H17：20.1%)よりも早く進行するとともに、年少人口(15歳未満)の割合も昭和45年の22.3%が平成17年には13.5%と全国(S45：24.0%→H17：13.7%)と同様に低下してきています。
- この少子高齢化の進行や価値観の多様化などにより、本県においても世帯の小規模化(S45：4.15人/世帯→H17：2.93人/世帯)が進行し、これまで家族で担われてきた介護や子育ての機能が弱体化するとともに、「人と人とのつながり」が希薄化し、地域における支え合いの機能が低下しています。
- 一方、住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズが増大していることから、日常生活圏においての質の高い福祉サービスの提供が求められています。
- また、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるような、利用者の立場に立った福祉システムの構築が必要となってきています。

老年人口割合及び年少人口割合の推移



富山県の世帯数及び一世帯あたり人員の推移



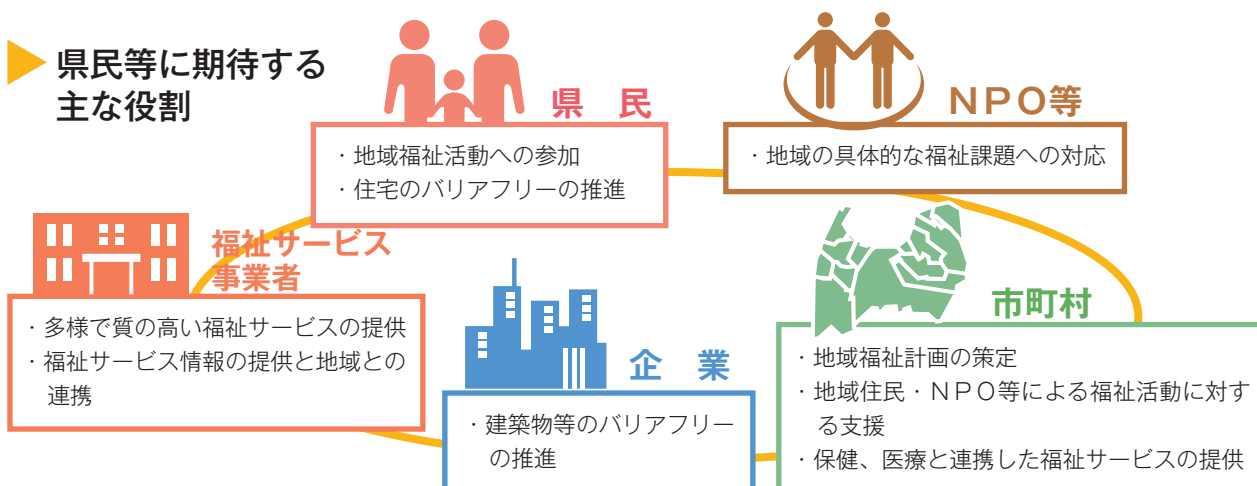
取組みの基本方向

- 住み慣れた地域で、高齢者、障害者、子育て中の人などの支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう、個別サービスを提供するケアネット活動などの地域福祉活動を推進するとともに、富山型デイサービス施設の整備を支援するなど、地域の福祉力の向上を図ります。
- 個人としての尊厳や生活の継続性を尊重した質の高いサービスの提供を目指し、福祉サービス第三者評価制度の普及を図るとともに、福祉サービスの利用援助事業等の利用者を保護する仕組みづくりを進めるなど、利用者本位の福祉サービス提供体制の整備を推進します。

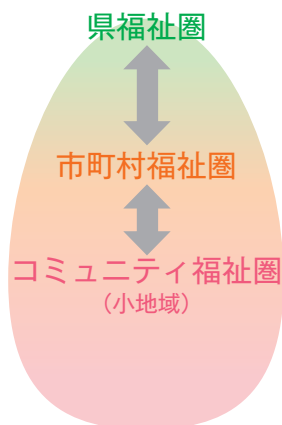
重点施策

重点施策	内 容
1 県民の福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉フォーラムや一般向けの介護・福祉講座の開催など、福祉に関する啓発活動の推進 ・小・中学校、高等学校におけるボランティア体験学習の実施など、学校教育における福祉教育の充実
2 地域における福祉システムの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、子育て中の人などの支援を必要とする人に個別サービスを提供するケアネット活動など、ふれあいコミュニティ・ケアネット21の実施による地域福祉活動の推進（⇒コラム4-5-1） ・年齢や障害の有無にかかわらず支援が必要な人をケアし、地域の様々な福祉ニーズに対応する富山型デイサービス施設の整備促進（⇒コラム4-5-2） ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や県福祉サービス運営適正化委員会による福祉サービスに関する苦情の解決など、利用者の立場に立ったサービス提供体制の充実 ・福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する、福祉サービス第三者評価制度や介護サービス情報の公表制度の推進 ・生活保護制度や生活福祉資金貸付制度等の適正な運用など、低所得者層に対する支援の充実 ・産学官と利用者との連携・協力による福祉機器に関する研究開発の推進
3 多様な福祉ニーズに対応できる人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・県福祉カレッジにおける福祉施設職員研修や富山型デイサービス施設起業家育成講座の実施など、高度な知識・技術と豊かな人間性を備えた専門的人材の育成・確保 ・地域における福祉活動の担い手となる人材の育成 ・介護福祉士及び社会福祉士資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付の実施 ・福祉職場説明会の開催や福祉職場への無料職業紹介の実施など、社会福祉事業に従事しようとする者への就業援助等の充実
4 生活環境のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック等の整備など、誰もが安全に利用できる歩行空間の確保 ・駅舎等のバリアフリー化、低床バス・新型低床路面電車の導入などの公共交通機関や公共施設のバリアフリーの推進 ・高齢者や障害者を対象とする住宅改善の助成や高齢者向け賃貸住宅の建設に対する助成など、住宅環境等のバリアフリーの推進

県民等に期待する主な役割



地域で支え合う福祉コミュニティの形成



- ・ 県民の福祉意識の高揚と多様な福祉ニーズに対応できる人材の養成
- ・ 地域における福祉システムの形成（福祉サービス利用援助事業、第三者評価等）
- ・ 生活環境のバリアフリーの推進 等

- ・ 地域福祉計画の策定
- ・ 地域住民、NPO等による福祉活動に対する支援 等

ふれあいコミュニティ・ケアネット21
地域の要支援者を住民グループが支える
地域福祉事業

富山型デイサービス
地域の様々な福祉ニーズを受け
入れる居場所づくり

住民、ボランティア、民生児童委員、NPO法人等

▶ 県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
ケアネット活動の取り組み地区数 地域の要支援者一人ひとりに適した個別福祉サービスを提供するケアネット活動を実施する地区数	—	54地区 (H17)	205地区	県内全域における普及を図り、現在の小学校校区ごとの実施を目指す。
富山型デイサービス施設設置数 比較的小規模な民家等を利用して、高齢者、子ども、障害者などを一緒にケアする富山型デイサービス施設の設置数	8か所 (H12)	37か所 (H17)	100か所	施設整備に対する支援や起業家育成講座等を継続し、現在の小学校校区の1/2程度への増加を目指す。
福祉サービス利用援助事業契約件数 認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助を行う事業の年度末実利用者契約件数	8件 (H12)	140件 (H17)	320件	現状は、65歳以上人口1,000人当たりの契約件数が0.52件と全国平均(0.74件)を大きく下回っているが、制度の周知等に努め、現状の倍増(65歳以上人口1,000人当たり1件)を目指す。
市街地ゆとり歩道割合 人口集中地区(人口密度40人/ha以上の地域)の歩道のうち、バリアフリー化(段差解消)された歩道の割合	—	71.2% (H17)	78%	高齢化社会にも対応した人にやさしい安全な道づくりのために、これまでも市街地内のバリアフリー化歩道の整備を実施してきたが、未だ段差等がある歩道が存在しているため、今後も効率的・重点的に整備を進める。

コラム4-5-1

地域で支え合う福祉コミュニティ
ふれあいコミュニティ・ケアネット21見守り、話し相手、除雪などの
個別支援を行うケアネット活動

「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」は、地域住民が参加し、互いに支え合う地域ケアシステムの構築を目指して、平成15年度から取り組んでいるものです。

この事業では、身近な地域（概ね小学校区）を単位として、地域住民自らがニーズを把握し、その解決に取り組む活動を行うとともに、地域の支援が必要な人一人ひとりに適したサービスを提供しています。

具体的には、ふれあいサロンや子育てサロン、世代間交流会、情報誌の発行などの活動を実施するとともに、個別支援サービス（ケアネット活動）においては、地域住民で構成されたケアネットチームにより、一人暮らしの高齢者、障害者、子育て中の人などの支援が必要な人に対し、見守り、話し相手、除雪、ゴミ出し、買物代行、外出付添などのきめ細かなサービスを提供しています。

この事業の実施により、誰もが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めています。

コラム4-5-2

地域で支え合う福祉コミュニティ
富山型デイサービス子どもとお年寄りが一緒に過ごす
富山型デイサービス施設

「富山型デイサービス」は、高齢者、子ども、障害者などが、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが一緒に住み慣れた地域においてデイサービスを受けられる仕組みです。

この「富山型デイサービス」は、平成5年に富山市の「このゆびとーまれ」が全国に先駆けて取組みました。民家を使い、家庭的な雰囲気のもと、対象者を限定せずにサービスを提供するこの施設は、既存の縦割り制度にはない柔軟なサービスの形として、全国的に注目を集めています。

このサービスは、高齢者にとっては、子どもや障害者との共生が高齢者に刺激と生活の安心を与える介護予防の効果、子どもにとっては、他人への思いやりや優しさを身に付ける教育面での効果、障害者にとっては、自分なりの役割を見出す自立支援の効果があるとされています。

なお、知的障害者と障害児の受入れについては、これまで特区（構造改革特別区域）の認定を受けた地域においてだけ自立支援給付費の支給が認められていましたが、平成18年10月からは、富山型デイサービスが全国において実施できるように規制緩和され、特区の認定がなくても自立支援給付費を受けられるようになりました。

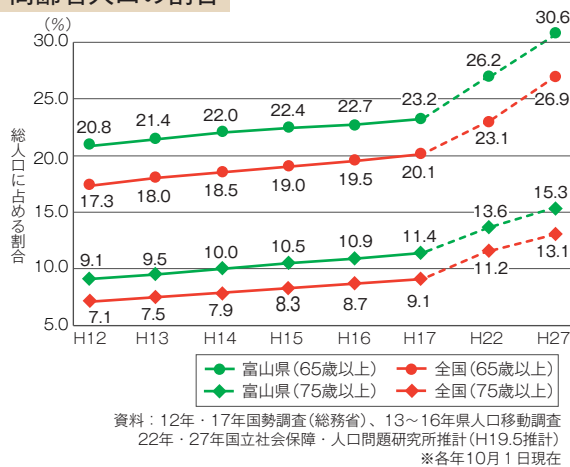
政策目標 (政策の目指すべき成果)

高齢者が、介護を必要とせず、また、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし続けられること。

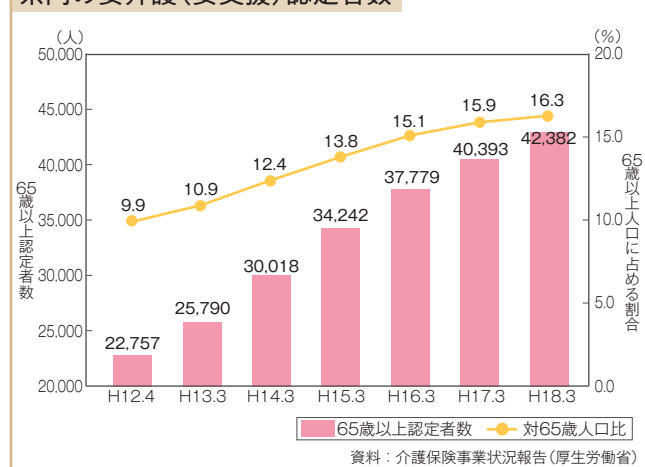
現状と課題

- 本県の人口が減少に転じている中で、高齢者人口(65歳以上)は徐々に増加し、今後とも増加すると予測されています。団塊の世代がすべて高齢者になる平成27年(2015年)には、概ね10人に3人が高齢者になると見込まれています。
- また、本県の要介護・要支援認定者数及び認定率(高齢者人口に対する割合)も、徐々に上昇しており、要介護認定者の8割以上が75歳以上の高齢者(後期高齢者)となっています。
- 要介護度別の構成割合の比較では、本県は、全国平均よりも中・重度者の割合が高くなっていますが、軽度の認定者の伸びも著しく、その割合は年々、高くなってきています。このため、高齢者が要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないよう介護予防を推進することが重要になっています。
- また、後期高齢者の割合の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると考えられることから、高齢者一人ひとりの状態に応じた個別のケアが重要になっています。
- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者数が今後とも増加すると見込まれることから、介護サービスを担う人材の養成・確保が更に重要になります。
- 県政世論調査では、住み慣れた自宅・地域で介護を受けることを希望する方が大半を占めています。一方で、在宅での介護の不安などから、多数の施設入所申込みがあり、多様なニーズに対応したサービスが身近な地域で利用できる体制の整備がますます大切になっています。

高齢者人口の割合



県内の要介護(要支援)認定者数



県内の要介護度別認定者数の推移

(単位：人)

区分	H12.4	H15.3	H18.3	平成12年4月との比較	
				増加数	伸び率
要支援	1,936	2,761	4,242	2,306	219.1%
要介護1	5,565	9,636	13,618	8,053	244.7%
要介護2	4,591	7,958	7,378	2,787	160.7%
要介護3	3,717	5,139	6,505	2,788	175.0%
要介護4	3,975	4,915	6,046	2,071	152.1%
要介護5	3,609	4,934	5,852	2,243	162.2%

資料：介護保険事業状況報告(厚生労働省)
※40歳～64歳までの要介護・要支援認定者を含む。

要介護度別の構成割合の全国との比較

(平成18年3月)

	軽度		重・中度			
	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
富山県	9.7%	31.2%	16.9%	14.9%	13.9%	13.4%
	40.9%		59.1%			
全国	16.6%	32.9%	14.9%	12.8%	12.1%	10.8%
	49.5%		50.5%			

資料：介護保険事業状況報告(厚生労働省)
※40歳～64歳までの要介護・要支援認定者を含む。

取組みの
基本方向

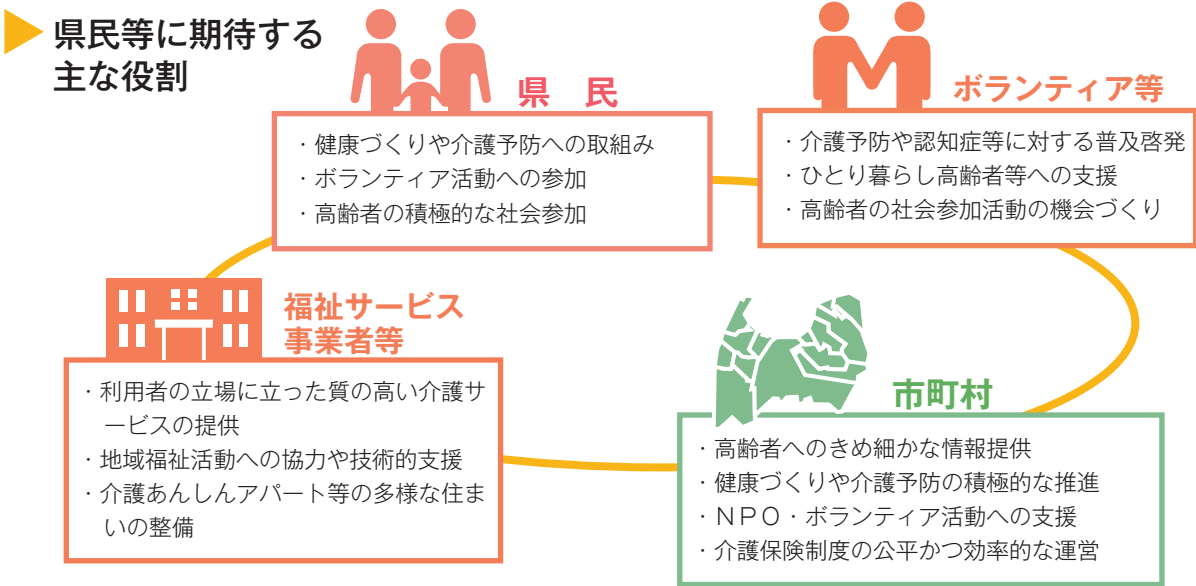
- 高齢者が、健康の保持に努めながら、長年にわたり培った知識や経験を生かして仕事に従事し、又は教養・趣味活動やボランティア活動に参画するなど、様々な場面で地域社会との関わりを積極的に持ち、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、生きがい対策や高齢者が活動しやすい街づくりに取り組みます。
- 高齢者が、できる限り健康で自立した生活を送れるように、要介護状態になるおそれのある高齢者や軽度の要介護・要支援者を対象とした効果的な介護予防サービスを提供し、生活機能の低下を防止するとともに、元気な高齢者を対象とした介護予防も推進していきます。
- 介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、身近な地域に密着した在宅サービスを中心に多様なサービスの確保や高齢者虐待の防止などの権利擁護体制の整備、認知症高齢者への支援体制の充実に取り組みます。
- 介護サービス利用者数の増加に対応し、質の高い介護サービスを提供するため、介護サービスを担う人材の養成・確保を引き続き推進するとともに、資質の向上を図ります。
- 介護保険施設の個室ユニット化(※1)等の整備を進めるとともに、医療制度改革に伴う療養病床の再編成(※2)などに対応するため、地域ニーズを踏まえ、多様なサービスの連携により、必要な医療や介護が受けられる地域ケア体制の整備に取り組みます。

重点施策

重点施策	内容
1 高齢者の 能力発揮と 生きがい対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに応じた栄養・食生活の実践支援や適度な身体活動・運動習慣の定着 ・ 県老人クラブ連合会や市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業への支援 ・ 高齢者が参加できる生涯スポーツやレクリエーションの普及 ・ 教養・趣味活動等の生きがい対策の充実と自主的な仲間づくりへの支援 ・ 高齢者が有する豊富な知識・経験・技能をボランティア活動などで発揮できる環境づくり ・ 65歳までの継続雇用制度普及促進とシルバー人材センター等による就業機会の充実 ・ 生活関連施設や公共交通機関等が使いやすいコンパクトな都市づくりの推進

- (※1) 個室ユニット化：特別養護老人ホームなどで、個室をいくつかのグループに分けて一つの生活単位(ユニット)とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で介護(ユニットケア)を行えるようにすること。10室程度の個室でユニットを構成し、ユニットごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設け、施設の中に独立した社会、家庭的な環境をつくる。
- (※2) 療養病床の再編成：厚生労働省では、療養病床は医療の必要度の高い患者を受け入れ、医療の必要度の低い患者は介護保険施設や在宅などで対応するとして、全国に約38万床ある療養病床を平成24年度までに15万床程度とし、残りを介護保険施設等に転換する方針を示している。

<p>2</p> <p>総合的な 介護予防の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する基本的な知識の普及啓発と地域住民による自主的な介護予防活動の推進 ・保健・医療・福祉等の関係部門の連携による要介護・要支援状態となる可能性の高い高齢者の早期把握と早期対応 ・地域包括支援センター(※3)による対象者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントと運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など、効果的な介護予防事業の実施
<p>3</p> <p>地域における 介護サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の状態や希望に応じて、通いや泊まりなどのサービスを複合的に提供する小規模多機能型介護事業所(※4)や富山型デイサービス(⇒コラム4-5-2)など地域密着型のサービスの充実 ・住み慣れた地域での生活の継続・復帰に対応する介護あんしんアパート(※5)や認知症高齢者グループホームなどの多様な住まいの整備促進 ・自宅での介護が困難な重度の方の特別養護老人ホームへの優先的入所の推進や個室ユニット化等の介護保険施設の整備 ・将来的な地域の医療・介護ニーズを踏まえた地域ケア体制の整備と療養病床の再編成のための必要な支援 ・「介護サービス情報の公表」や「福祉サービス第三者評価」の推進による介護サービスの質の向上 ・ケアマネジャーやホームヘルパー等の介護サービスを担う人材の養成・確保と資質の向上 ・かかりつけ医や訪問看護ステーション、ケアマネジャーなど医療と介護の連携による在宅ケアの推進 ・高齢者虐待防止対策の推進など権利擁護体制の整備
<p>4</p> <p>総合的な 認知症高齢者対策の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や小中学生に対する認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進 ・介護予防事業による認知症予防の推進 ・かかりつけ医や地域包括支援センター等と専門医との連携による認知症の早期発見・早期対応の推進 ・認知症介護の専門的人材の養成による認知症ケアの質の向上





ねんりん健康運動推進事業



訪問看護

▶ 県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
介護を必要としない高齢者の割合 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	89.1% (H12年度末)	83.7% (H17年度末)	81%	後期高齢者が増加することなどから、介護を必要としない高齢者の割合は平成27年には、80%以下に低下すると推計されている。介護予防の推進により、1%程度低下を抑制することを目指す。
小規模多機能型介護事業所数 ※H18～	—	—	60か所	高齢者にとって日常的につながりの深い、地理的、社会的範囲として市町村が設定した日常生活圏域(57圏域)ごとに概ね1か所の整備を目指す。
特別養護老人ホーム待機者数 介護保険施設等以外からの要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数	—	1,709人 (H17年10月) (全入所申込者数 5,484人) ※第三者意見については反映していない。	ゼロに近づける	介護予防の推進により要介護者の増加を極力抑えるとともに、身近な地域での介護サービス基盤の整備・普及等により、できるかぎり減少させることを目標とする。

- (※3) **地域包括支援センター**：高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の地域における自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。市町村が、①介護予防マネジメント事業、②総合相談支援及び権利擁護事業、③包括的・継続的マネジメントの3つの支援事業を主に行う。
- (※4) **小規模多機能型介護事業所**：平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、「通い」を中心として、高齢者の希望や状況に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービスを提供する事業所。
- (※5) **介護あんしんアパート**：きめ細やかなケアを受けながら、低廉な家賃で暮らせるように、小規模多機能型の事業所に併設した高齢者向けの住まい(アパート)。入所者は、併設する事業所から介護サービスを受けることができる。富山県では、全国に先駆けて、この介護あんしんアパートの整備に対し助成を行っている。

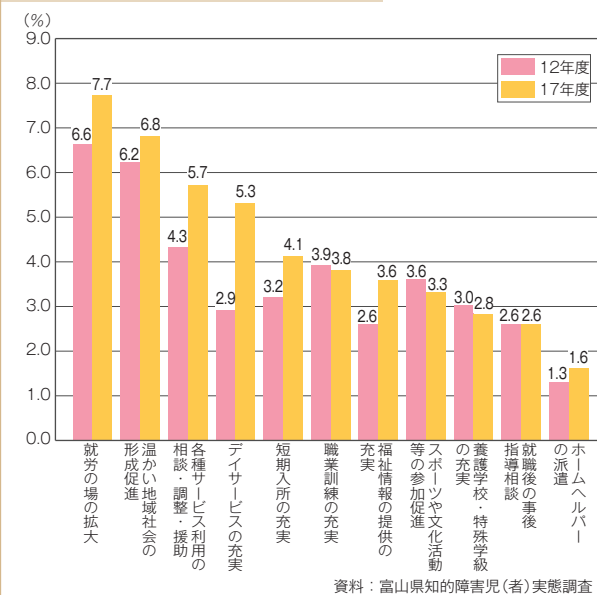
政策目標 (政策の目指すべき成果)

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、社会参加や就労等を通じて、自立した生活ができること。

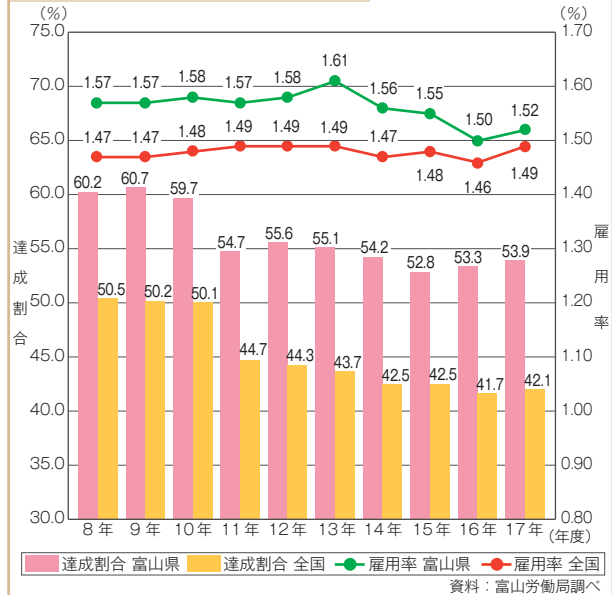
現状と課題

- 住み慣れた地域で自立して生活し、社会経済活動に主体的に参加したいという障害者の意識が高まっています(例えば、平成17年度に県内の知的障害者及びその保護者に対して実施した「今後の福祉サービスの希望調査」では、就労の場の拡大(17年度7.7% 12年度6.6%)やデイサービスの充実(17年度5.3% 12年度2.9%)などの要望が増加しています。)
- 障害者が地域で自立し、安心して生活していくことを目指して、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障害福祉施策が大幅に見直されたところであり、障害の特性やライフステージに応じた、きめ細かなサービス提供体制の充実を図るとともに、就労の場の拡大や収入の確保などを進めていく必要があります。
- これまで国の障害者施策に十分位置付けられてこなかった発達障害、高次脳機能障害や難病などについては、発達障害者支援センター(平成15年度)、高次脳機能障害支援センター(平成18年度)、難病相談・支援センター(平成16年度)を設置し、相談・支援体制の整備に努めてきましたが、今後さらに、関係機関と連携し、適切な相談・支援の充実に努めていく必要があります。
- 本県における一般の民間企業の障害者実雇用率は1.52%であり、全国平均(1.49%)を上回っているものの、法律で義務付けられた障害者雇用率(1.8%)は下回っており、企業における障害者の雇用は厳しい状況にあります。

福祉サービスの希望(複数回答)



雇用率・達成企業割合の推移



取組みの 基本方向

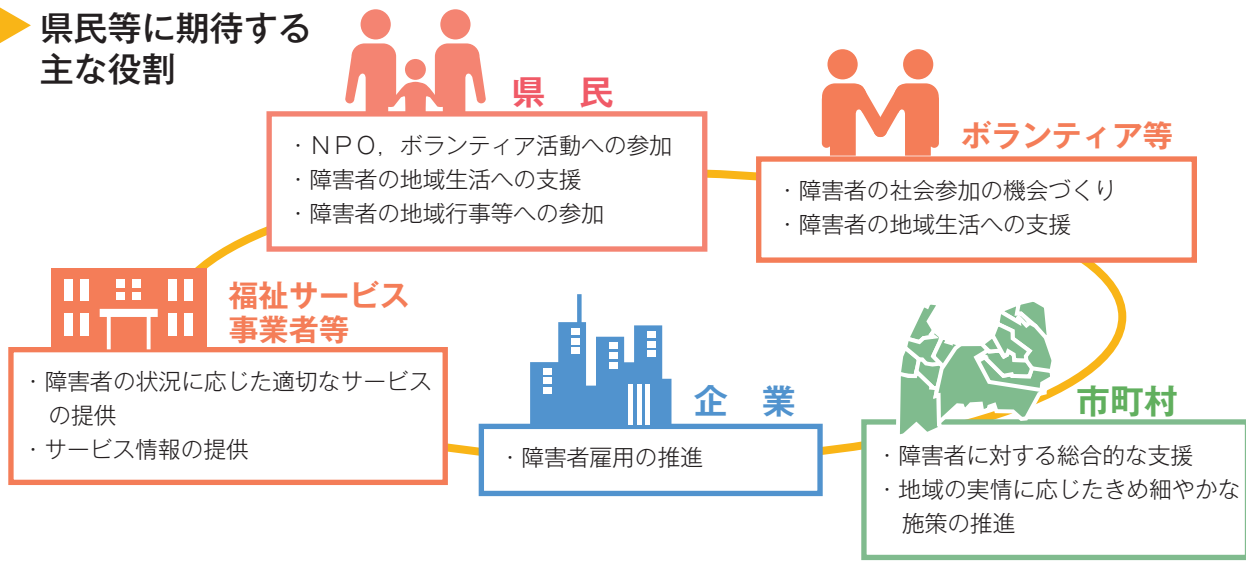
- 障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用など幅広い分野と密接に連携しながら、人材の確保など、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援を行い、地域社会における障害者の自立と社会参加を促進します。
- 障害児については、強度行動障害など多様化する障害に対して高度な療育機能を有するサービス提供基盤を整備するなど、日常生活や社会生活の自立を促進します。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病などについては、障害等の特性を踏まえた、きめ細かな支援体制の整備を推進します。
- 多くの障害者が就職し、職場に定着できるよう、関係機関と連携し、障害者の就業機会の拡大や起業の支援に努めます。また、施設等で製作した製品の販売促進や工賃水準の向上に努めます。

重点施策

重点施策	内 容
1 サービス提供体制の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や就労に必要な訓練や介護など個々の障害者のニーズに応じたサービスの充実 ・適切なサービスの提供に必要な人材の育成、情報の提供 ・相談支援従事者の養成、関係機関の連携による相談支援体制の充実 ・福祉サービス第三者評価の実施促進や苦情解決体制の充実などによるサービスの質の向上 ・黒部学園にユニットケア、強度行動障害児療育、地域支援などの機能を導入するため、全面的に改築するなど、障害児の療育基盤等の整備
2 地域生活の支援、自立と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいや道路等のバリアフリー化をさらに進めるなど、福祉の生活環境のバリアフリーの推進 ・グループホームやケアホームの充実など、地域生活における住まいの確保 ・富山型デイサービス(⇒コラム4-5-2)や地域福祉活動(ケアネット21⇒コラム 4-5-1)の推進など、地域で支える仕組みの確立 ・自立生活総合支援事業や施設入所者の在宅等移行支援プログラムの策定・普及などによる障害者の地域移行の促進・支援 ・精神障害者の社会復帰を促進するための取組みへの支援 ・手話通訳者、障害者IT推進員や盲ろう者向け通訳・行動援護従業者の養成など、コミュニケーション支援体制の確立 ・障害者スポーツ、文化・芸術活動への支援など、社会参加の促進 ・教育機関と医療・福祉機関や富山型デイサービス施設、NPO等と連携して、障害のある子ども一人ひとりの「個別の教育支援計画」を作成することによるニーズに応じた教育の推進

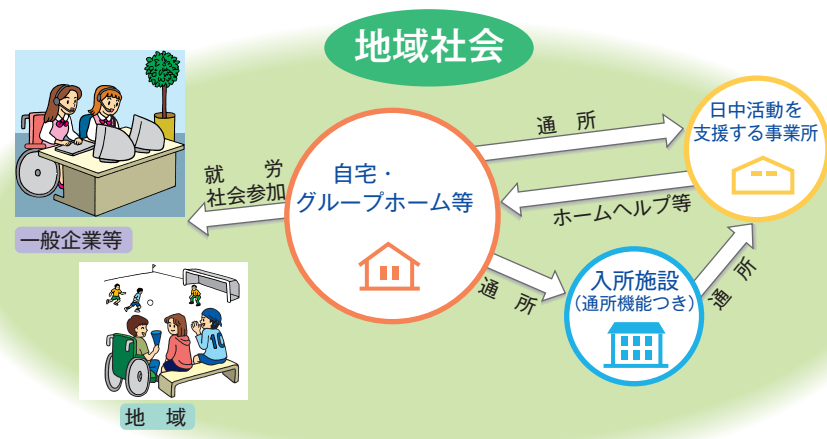
<p>3</p> <p>多様な障害に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センターを中心とした、きめ細かな相談・支援機能の強化 ・発達障害を含め障害のある児童生徒を支援する特別支援教育支援員の養成など、地域で小中学校を支援する仕組みの充実 ・国の制度に位置付けられていない様々な障害への適切な支援の推進
<p>4</p> <p>障害者の雇用・就労の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターの充実や短期間の職場実習の拡充など、障害者の円滑な就労に向けた支援 ・企業に対する障害者雇用施策や障害者雇用率達成に向けての周知・啓発 ・無認可作業所の法定事業者への移行の支援など、サービス提供基盤の安定化と働く場の確保 ・障害者工賃向上支援事業等による工賃水準の向上(⇒コラム4-7) ・アンテナショップ(福祉の店)やインターネット販売等による販路拡大やコンサルタントによる経営指導など、施設等で製作した製品の販売促進 ・起業家向け啓発セミナーの開催や専門アドバイザーの派遣など、障害者自らの起業を支援

▶ 県民等に期待する主な役割



自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり～



平成18年度に障害者自立支援法が施行され、サービスの利用者負担が、これまでの応能負担から応益負担(1割)になり、利用者の負担が増加しています。

また、障害者が地域で自立し、安心して生活していくためには、障害者の経済的な自立も重要となってきています。

国では、授産施設(※)等の利用者の作業工賃収入の倍増を図ることとしています。このため、各都道府県が策定する工賃向上支援計画や計画に基づいて実施する事業について、支援することとしています。

こうしたことから、本県においても、授産施設や関係機関等と連携・協力しながら、授産施設等の利用者の作業工賃を改善するための各種の事業に取り組んでいきます。

※授産施設：就労が困難な障害者に対して、必要な訓練を行うとともに、職業を提供して自立を支援する福祉サービス提供事業所

▶ 県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
ホームヘルプサービス利用者数 1年間にホームヘルプサービスを利用した人数	—	453人 (H18)	800人 以上	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を踏まえ設定
生活や就労に必要な訓練や介護などの「日中活動を支援する事業所」利用者数	—	3,472人 (H18)	4,500人 程度	
障害者雇用率達成企業割合 法律で義務付けられた障害者雇用率1.8%を達成した企業の割合	55.6% (H12)	53.9% (H17)	現況以上	全国平均(42.1%)は上回っているものの、近年は横ばい状態で推移しているため、国や県の障害者雇用施策の推進により、現況以上を目指す。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが自然に対する理解を深め、人と自然が共生する取組みが進められ、豊かで美しい自然環境が保全されていること。

*関連政策：未来15「美しい景観づくり・歴史や文化を活かしたまち並みづくり」(水辺景観)
未来17「豊かで美しい森づくり・花と緑の地域づくり」
安心11「水資源の保全と活用」(水環境)

現状と課題

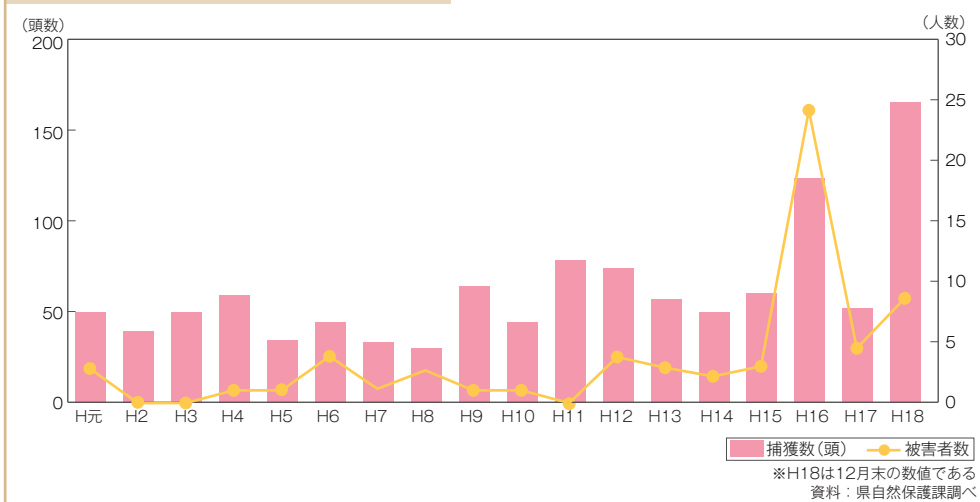
- 立山連峰などの3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾までの変化に富む地形を有しており、また、植生自然度は本州随一を誇り、ライチョウ等の貴重な鳥獣や高山植物、海浜植物など、多様な生の営みを繰り広げる豊かな自然に恵まれています。
- 自然保護思想の普及・啓発を図ることを目的として、昭和49年に全国に先駆けてナチュラリスト制度が発足し、ナチュラリストの分かりやすくレベルの高い自然解説は、全国的にも高い評価を得ています。
- 日常生活の中で自然とのふれあいが減少するなど、人と自然との関係が希薄になっており、県民が多様な自然環境や生態系を維持することの重要性について、認識を深める必要があります。
- 社会経済活動に伴う自然環境への負荷増大や里山地域の住民の高齢化や減少等による耕作放棄田畑の増加、さらに生活様式の変化等により、手入れが行き届かない里山林等が増加し、明るい林を好む動植物が減少する要因となっており、生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。
- ツキノワグマの捕獲数や人身被害数は近年増加しており、また、ニホンザル等による農作物被害や人間への威嚇などにより、地域住民の不安は高まっています。さらに、今後イノシシ等による被害の拡大が懸念されるなど、人と野生鳥獣とのあつれきが増大しています。
- 野生鳥獣の保護管理体制について、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少していることから、今後、後継者の育成・確保が必要です。

多様で豊かな自然環境



ナチュラリストの活動

ツキノワグマの捕獲数と人身被害数



取組みの基本方向

- 自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎です。原生的な自然から里山などの身近な自然まで、多様な自然環境が適切に保全され、将来に継承されるよう、ナチュラリストによる自然解説活動や自然体験施設の充実等により、自然とふれあう機会を創出します。また、一人ひとりが自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができる社会の構築を目指します。
- 野生鳥獣の保護管理や里山等の森づくりを推進し、野生生物の生息・生育環境と生物多様性が保全され、人と野生生物が共生できる自然環境の構築を目指します。

重点施策

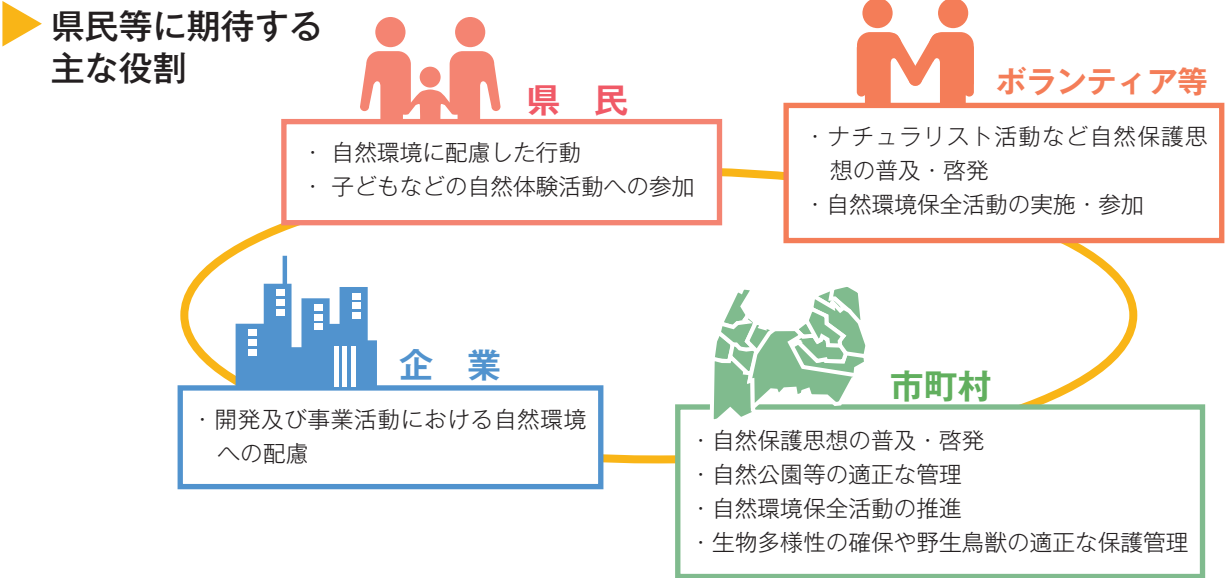
重点施策	内 容
1 自然保護思想の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナチュラリスト及びジュニアナチュラリスト養成講座の実施 ・ ナチュラリストによる自然解説活動の実施 ・ 自然博物館ねいの里等を拠点とした自然保護思想の普及啓発 ・ 鳥獣保護センターによる傷病鳥獣の救護など鳥獣保護思想の普及啓発
2 自然とのふれあい創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催 ・ 立山自然保護センター等の自然体験施設の利用増進 ・ 自然観察会、探鳥会など自然とふれあう機会の充実 ・ 自然公園等における歩道、休憩・案内施設等の整備 ・ 外国人観光客の利便性の向上を図る外国語案内板等の整備 ・ 山岳診療所の設置など登山者等に対する安全対策の推進
3 自然環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開 ・ 自然公園における貴重な植生の保護・復元 ・ 環境配慮型公衆トイレや環境配慮型山小屋トイレの整備 ・ 立山植生モニタリング調査や酸性雨、黄砂等の調査研究 ・ 日本海等における海洋環境保全活動に対する支援

<p>4</p> <p>生物多様性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライチョウ等の希少な野生生物の生態調査や保護指針等の作成 ・動植物の生息・生育に配慮した河川整備など地域特性に応じた多様な生物の生息・生育環境の保全・復元・創造 ・ブラックバスや立山の外来植物等の生態系を脅かす外来生物等の適切な管理の推進 ・里山の整備や奥山での天然林の保全など、生物多様性の保全を図る森づくりの推進
<p>5</p> <p>人と野生鳥獣との共生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライチョウ、イヌワシ等の希少野生鳥獣の保護管理の推進 ・ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンカモシカ、カワウ等の人とあつれきを生じている野生鳥獣の保護管理の推進 ・野生鳥獣共生管理員による住民等への技術的助言、研修会の開催等による地域支援や自然博物館ねいの里の相談業務の充実 ・狩猟者の育成・確保など野生鳥獣の保護管理体制の維持 ・河川敷の草刈、牛の放牧帯の設置など、鳥獣被害を受けにくい総合的な地域づくりの推進 ・里山の整備など野生鳥獣との棲み分けを図る森づくりの推進



牛の放牧帯（カウベルト）

森林に隣接する耕作放棄地等を利用して、牛の放牧帯を設けることにより、農作物や人里への野生生物の被害を防ぐ効果や土砂流出、農地崩壊等の危険を防ぐ効果があります。



▶ **県民参考指標** (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者 ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	・ナチュラリスト 471人 (H12) ・ジュニア ナチュラリスト 40人 (H12)	・ナチュラリスト 607人 (H17) ・ジュニア ナチュラリスト 113人 (H17)	・ナチュラリスト 780人 ・ジュニア ナチュラリスト 420人	ナチュラリストについては、自然公園等での自然解説だけでなく、地域の環境教育の推進にも貢献してもらうため、計画的に養成する。 また、将来、ナチュラリストを目指すジュニアナチュラリストについても計画的に養成する。
植生自然度 植生自然度10段階のうち、10、9(自然度の高い天然林・自然草原)の占める割合	—	30.0% (H10)	現状維持	植生自然度は、全国平均の18.9%を大きく上回っており、今後も現状(本州随一)の植生自然度が保たれるよう自然保護に努める。
ライチョウ生息数(立山地域) 北アルプスのうち立山地域(約1,070ha)における推定生息数	167羽 (H13)	245羽 (H18)	現状維持	ハイマツ地域への立入り規制、植生復元、環境浄化など生息環境の向上等に努め、生息数の現状維持を目指す。(なお、目標値は、ある程度の生息数の幅をもって現状維持という考え方をとる)

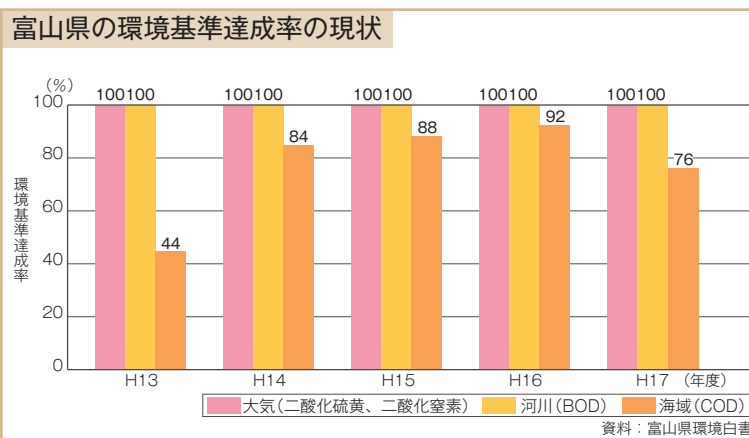
政策目標 (政策の目指すべき成果)

きれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されていること。

*関連政策：未来12「国際化の推進」(環日本海地域の環境保全)

現状と課題

- 大気や水環境の環境基準達成状況をみると、代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄や二酸化窒素、河川の代表的な水質指標である有機汚濁(BOD) (※1)については、環境基準を十分達成しており、本県の環境は概ね良好な状態にあるといえます。
なお、富山湾海域では、窒素、りんを栄養とする植物プランクトンの増殖を原因として、海域の水質指標である有機汚濁(COD) (※2)について環境基準達成率が低下する場合がありますが、気象・海象等の自然要因による変動もあり、中長期的に見ていく必要があります。
一方、富岩運河では、ダイオキシン類の水質や底質に係る環境基準を達成していない状況にあります。
- また、工場等跡地の土壌汚染や化学物質による新たな汚染の発生などが懸念されています。
- 本県は、「とやまの名水」に代表される水環境など、豊かな環境資源に恵まれています。これらを末永く将来に継承するとともに県内外に発信していく必要があります。
- 本県では、平成9年に設立された(財)環日本海環境協力センター(NPEC) (※3)を拠点として、日本、中国、韓国及びロシアの自治体や関係機関と協力し、国とも連携しながら、環日本海地域の環境保全に率先して取り組んできています。
- しかし、環日本海地域は、近年、急速な工業化や都市化の進展、人口集中等により、漂着ごみ、水質汚濁、黄砂などの環境問題が顕在化しており、その解決のためには、この地域の環境に相互に影響を及ぼす沿岸の各国・地域がより一層連携協力して、環境保全に向けた取組みを行うことが必要です。



取組みの 基本方向

- 大気、水質等の環境モニタリングにより環境状況の的確な把握に努めるほか、富山湾の水質汚濁やダイオキシン類等の有害物質による環境汚染を防止するため、工場等の発生源対策を推進し、さわやかな大気環境、清らかな水環境が実感できる安全で快適な生活環境の確保に取り組みます。
- 県民、事業者などあらゆる活動主体が連携協力して、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に向けた取組みを実践する社会の構築を目指し、自主的な環境保全活動の仕組みづくりを推進します。また、本県の豊かな環境資源を県内外に発信し、県民の誇りや関心を高めることにより保全活動を推進します。
- 日本海の海洋汚染、漂着ごみ、酸性雨や黄砂など、国境を越えて影響が及ぶ環境問題については、北西太平洋行動計画(NOWPAP)(※4)の活動を支援するとともに、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)のこれまでの取組みや本県が中心的な役割を担ってきた北東アジア地域自治体連合(NEAR)(※5)の地域枠組み等を活かし、国、沿岸自治体等と連携して環日本海地域の環境保全を推進します。

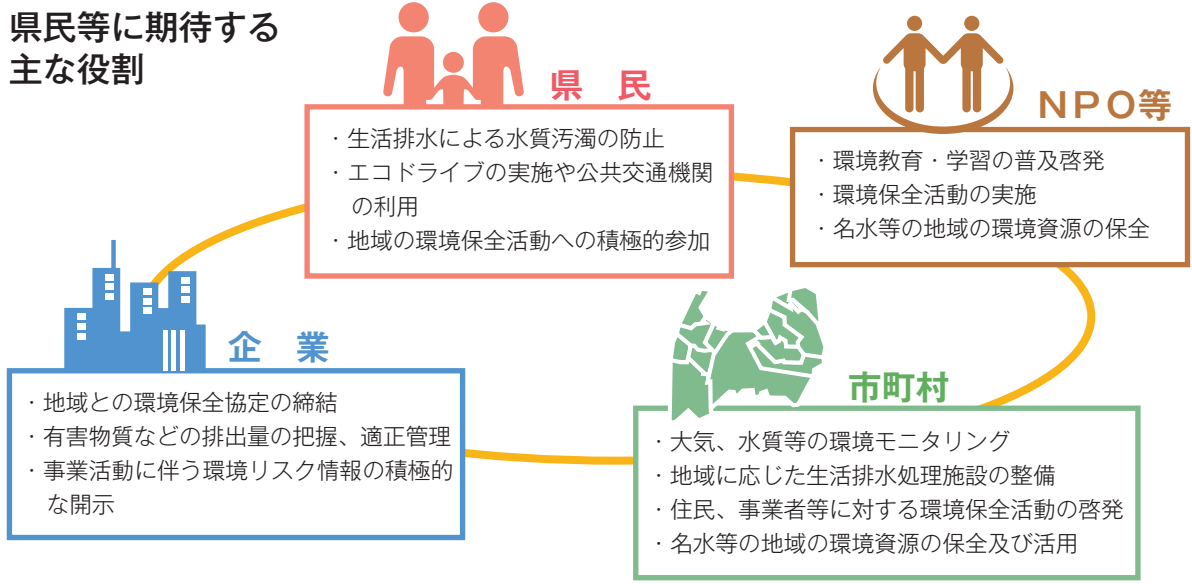
重点施策

重点施策	内 容
1 環境モニタリングや 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気測定局や公共用水域(河川、海域など)の定期調査による大気、水質等の環境状況の的確な把握 ・ 大規模工場等の立地に伴う環境影響評価の実施や環境関係法令に基づく工場等の発生源監視及び指導 ・ 大気、水質環境への汚染物質の排出削減や緑地帯の設置など、生活環境に配慮した事業活動の普及促進 ・ 全県域下水道化新世紀構想に基づく下水道、農村下水道及び浄化槽等の整備による地域の実情に応じた効率的な污水处理の普及促進
2 化学物質による 環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類、アスベスト等の有害物質の発生源監視や環境状況の把握 ・ 工場等における化学物質の排出量把握、管理計画の策定による排出削減等の推進 ・ 富岩運河等におけるダイオキシン類汚染改善対策の推進 ・ 有害物質等による市街地の土壌汚染の拡大防止や健康被害の未然防止の推進 ・ カドミウムにより汚染された農用地の土壌入れ替えによる復元

- (※1) **BOD(Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量)**：水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の汚濁を示す代表的な指標
- (※2) **COD(Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量)**：水中の有機汚濁物質を化学的に分解するときに必要な酸素の量で、湖沼や海域の汚濁を示す代表的な指標
- (※3) **(財)環日本海環境協力センター(NPEC、Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center)**：国や地域等の連携協力のもとに日本海・黄海の環境保全に寄与することを目的に設立された政府所管の公益法人
- (※4) **北西太平洋行動計画(NOWPAP、Northwest Pacific Action Plan)**：国連環境計画(UNEP)が進める地域海行動計画の一つであり、日本海及び黄海の環境保全を目的として、日本、中国、韓国、ロシアの4か国により、1994年に採択された。2004年11月、富山市に本部事務局が設置された。
- (※5) **北東アジア地域自治体連合(NEAR、The Association of North East Asia Regional Governments)**：北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同発展を目指すことを目的に、1996年に発足し、現在、6か国65自治体が加盟している。発足にあたっては、本県と兵庫県が中心的な役割を果たした。本連合には、防災、経済・通商等の7つの個別分野に分科委員会が設置されており、環境分科委員会については、富山県が、設置当初から自治体間の意見調整等を行うコーディネート自治体を担当している。

<p>3</p> <p>県民等の自主的な環境保全活動への参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「とやまの名水」(※6)や「かおり風景」(※7)など地域環境資源の保全及びホームページ等による県内外への情報発信 ・エコドライブ宣言者の募集や関連団体等との協働によるエコドライブ講習会の実施などエコライフスタイルの普及 ・県民、事業者、行政が連携した環境保全活動の推進
<p>4</p> <p>環日本海地域における環境保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海・黄海の環境保全を図る北西太平洋行動計画(NOWPAP)の地域活動センター(CEARAC)(※8)に指定されている(財)環日本海環境協力センター(NPEC)と連携した、人工衛星や生物などを活用した海洋環境モニタリングの技術開発・推進、海洋ごみ対策などの海洋環境保全活動への支援 ・北東アジア地域自治体連合(NEAR)などの場を活用した、地域に共通した環境問題に関する沿岸自治体等との情報共有や共同調査研究、普及啓発活動などの共同プロジェクトの実施 ・本県が公害を克服する過程で得た経験、環境保全技術・ノウハウを活用した、環日本海地域からの環境技術研修員の受入れ、環境技術者の派遣等による草の根レベルの環境協力の推進

▶ 県民等に期待する主な役割



とやまの名水
(環境省名水百選)



かおり風景100選
(環境省認定)





漂着物調査の様子
(水見市島尾・松田江浜)

本県では、環日本海地域の環境保全・環境協力を積極的に推進するため、環日本海環境協力センター(NPEC)を平成9年4月に設立しました。

NPECは平成10年9月に全国法人(環境省所管)となり、平成11年4月にNOWPAP(北西太平洋行動計画)の特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)にも指定され、国際レベルの活動に参画しています。

また、県とNPECでは、連携協力して、NOWPAPの活動支援や中国・遼寧省との水質環境共同調査研究、環境技術者の派遣・研修員の受入を実施しているほか、日本海・黄海の海辺の漂着物(ごみ)の実態把握と普及啓発を目的に、日本、中国、韓国及びロシアの4か国に呼びかけて漂着物調査を共同で実施しています。(17年度は4か国、25自治体で実施)

▶ 県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
大気環境基準の達成率 大気測定局のうち、環境基準を達成している測定局の割合	二酸化硫黄 100%(H12) 二酸化窒素 100%(H12)	二酸化硫黄 100%(H17) 二酸化窒素 100%(H17)	二酸化硫黄 100% 二酸化窒素 100%	ブルースカイ計画(※9)等の推進により、大気環境基準を達成していることから、現状維持を目指す。
水質環境基準の達成率 調査地点のうち、環境基準を達成している地点の割合	河川 100% (H12) 海域 60% (H12)	河川 100% (H17) 海域 76% (H17)	河川 100% 海域 90% 以上	クリーンウォーター計画(※10)等の推進により、河川は、水質環境基準を達成していることから現状維持を目指す。 また、海域は人為的な汚染原因物質のほか、気象、海象等の自然要因による変動もあることから90%以上を目指す。
汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	70% (H12)	86% (H17)	94% 以上	全県域下水道化新世紀構想(※11)に基づく汚水処理の整備の推移を考慮して設定。

- (※6) **とやまの名水**：環境省の名水百選に全国最多の4件が選定されたことを契機に、富山の水が持つきれいさ、豊かさ、優れた水環境のシンボルとして本県独自に66件を選定(平成17年度に追加選定)している。
- (※7) **かおり風景**：環境省が全国の地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景を「かおり風景100選」として認定しており、県内では3件が認定されている。(平成13年度認定)
- (※8) **地域活動センター(RAC, Regional Activity Centre)**：北西太平洋行動計画の個別事業を推進するため、各国に1か所地域活動センターが指定されている。日本では、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC, Special Monitoring & Coastal Environmental Assessment Regional Activity Centre)に指定されている。
- (※9) **ブルースカイ計画(大気環境計画)**：大気環境を保全するための基本方向を示す計画であり、「安全で健康な大気環境の確保」及び「快適な大気環境の創造」を目標としている。
- (※10) **クリーンウォーター計画(水質環境計画)**：水質環境を保全するための基本方向を示す計画であり、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保を目標としている。
- (※11) **全県域下水道化新世紀構想**：県内の全ての地域で下水道や浄化槽などの整備を進めていくための長期的な整備指針として策定したもの。

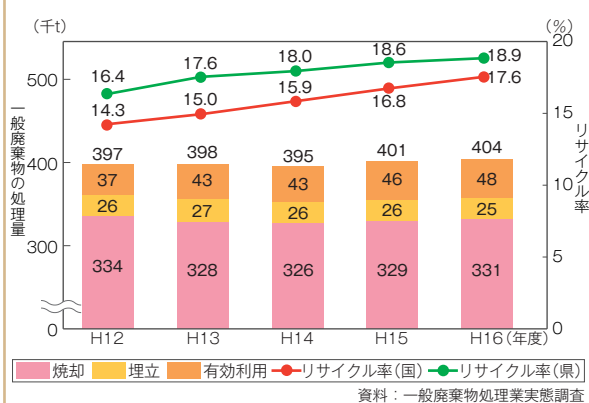
政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが廃棄物の発生抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）などに積極的に取り組むとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践していること。

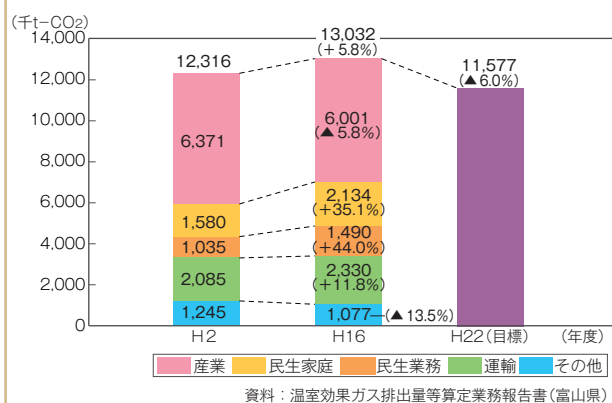
現状と課題

- 本県では、循環型社会の構築を目指し、「とやま廃棄物プラン」に基づき、廃棄物の発生抑制や循環的利用などに取り組んできたところであり、本県の一般廃棄物のリサイクル率(H16:18.9%)は全国平均(17.6%)を上回り、年々向上してきています(H12の16.4%から2.5ポイント増)。
- しかしながら、コストや処理施設・処理技術の問題などにより、生ごみや汚泥など一部の廃棄物で発生抑制や循環的利用の取組みが困難になっています。
- 地球温暖化問題は、気候変動を引き起こし、人類や地球上の全ての生物に深刻な影響を及ぼす重要かつ緊急な課題です。本県においても、この100年間で年平均気温が約1℃上昇するなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が観測されており、早急に脱温暖化社会の構築に取り組んでいく必要があります。
- 温室効果ガス(※1)の削減を義務付けた京都議定書(※2)の発効を踏まえ、国において省エネ機器の開発・普及や新エネルギーの利用拡大などの対策を推進していることと併せ、本県では「とやま温暖化ストップ計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減対策、普及啓発等を推進しています。計画では、国の目標と同様に、平成22年度の温室効果ガス排出量の平成2年度(基準年度)比6%削減を目標としていますが、平成16年度実績では5.8%の増加(全国では7.4%の増加)となっており、特に、民生家庭部門及び民生業務部門において著しく増加しています。
- 循環型社会の構築と脱温暖化社会の構築は、ともに資源やエネルギーの消費を抑制し、環境保全を図ることを目指すものであり、相互に関連することから、これらについて総合的に取り組んでいく必要があります。また、県民や事業者の日々の活動が環境に負荷を与えていることから、循環型・脱温暖化社会の実現のためには、一人ひとりの県民や全ての事業者が、環境を守る価値を見出し、環境配慮の視点に立って行動していく必要があります。

県内の一般廃棄物処理状況とリサイクル率の経年推移



県内における温室効果ガスの部門別排出状況の推移



取組みの基本方向

- 限られた資源を無駄にせず効率的に利用する“もったいない”の心で、廃棄物の発生抑制や循環的利用等の推進に取り組み、環境にやさしい循環型社会の構築を進めます。
- 地球温暖化防止に向けた県民及び事業者の意識の向上、効率的なエネルギー利用及び新エネルギーの導入促進によるエネルギー消費量の削減など、民生部門における排出削減対策に重点的に取り組み、温室効果ガスの排出が少ない生活様式や事業活動が定着した脱温暖化社会の構築を進めます。
- 循環型・脱温暖化社会の構築に向けて環境教育を推進し、県民、事業者、行政による積極的・継続的な取組みを進めます。特に、環境に配慮した生活様式であるエコライフスタイルの普及を図ります。
- 循環型・脱温暖化社会づくりに向けた技術開発や調査研究を推進し、環境保全活動に積極的に取り組む県民や事業者にとって、経済的にも利点のある仕組みを構築し、環境と経済の調和を図ります。

重点施策

重点施策	内 容
1 廃棄物の発生抑制、循環的利用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの推進等によるレジ袋の削減や、各種イベント等における啓発などにより、県民による発生抑制やリサイクル等の取組みの推進 ・生ごみリサイクルの推進などにより、事業活動における資源の合理的な利用と、原料採取から廃棄までのサイクル全体を視野に入れた廃棄物の発生抑制の推進 ・資源ごみの分別回収の徹底や循環的利用を推進するための施設整備、リサイクル製品の需要拡大等による、廃棄物の再使用や再生利用、熱回収などの循環的利用の促進 ・事業者等の監視指導や計画的な処理施設の整備など、廃棄物の適正処理の仕組みづくりの推進
2 温室効果ガス排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や事業活動における自主的な地球温暖化防止の取組みを促すために必要な情報の提供 ・環境家計簿等による自らのエネルギー消費量、温室効果ガス排出量の把握、住宅の省エネ化、省エネ製品の利用などによる家庭のエネルギー消費量の削減の推進 ・エコアクション21(※3)の推進などにより、事業者の環境マネジメントシステムの導入等によるエネルギー管理の徹底や、省エネ機器・設備等の積極的な導入等による効率的なエネルギー利用の推進 ・路面電車等の整備や利便性の向上による公共交通機関の利用促進 ・太陽光や風力、中小水力など、地域の特性に応じた化石燃料に代わる新エネルギー等の導入促進 ・人工林の間伐や里山林整備など、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備・保全の推進

- (※1) 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガスで、17年2月に発効した京都議定書では、二酸化炭素、メタンなどを対象として定めている。このうち、地球温暖化への直接的な寄与は、二酸化炭素が最も大きくなっている。
- (※2) 京都議定書：1997年(平成9年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)において採択された議定書で、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標や、その達成に向けた仕組みが掲げられている。日本に対しては、2008(平成20年)～2012年(平成24年)までの間の温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)レベルと比べて6%削減することが義務付けられている。
- (※3) エコアクション21：環境省のガイドラインに基づいた制度で、中小企業でも容易に取り組める環境マネジメントシステム

3

環境教育の推進と 環境保全活動の 拡大

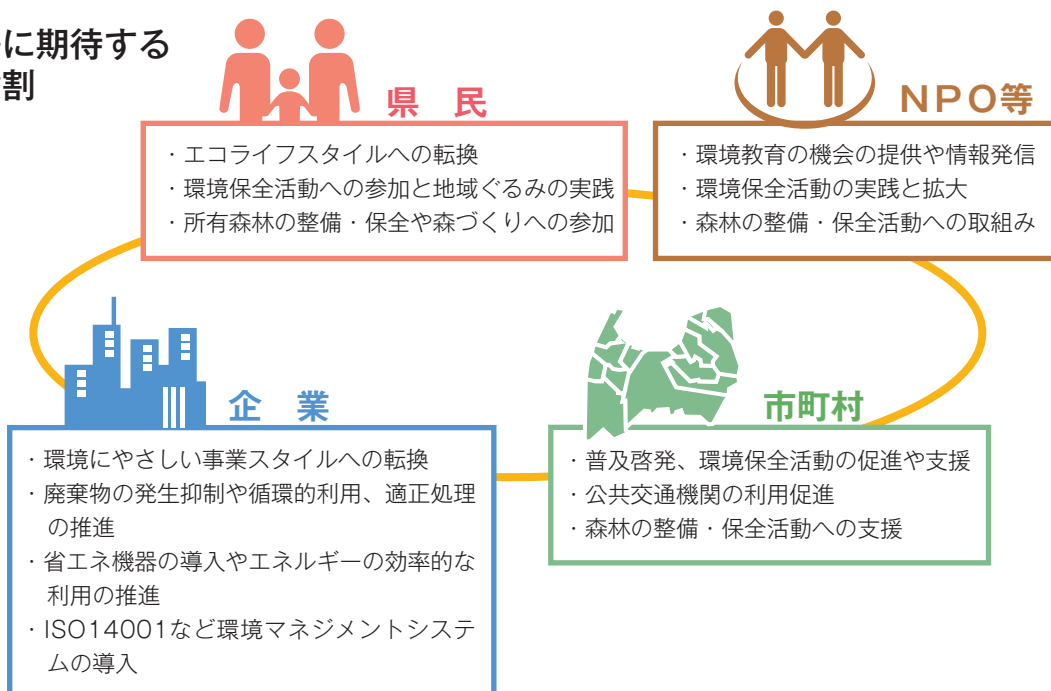
- ・環境教育推進方針に基づく、家庭、学校、地域などあらゆる分野の幅広い年齢層に対する環境教育の推進と、それによる循環型・脱温暖化社会づくりへの理解と取り組み意欲の向上
- ・「エコライフ・アクト10宣言」(※4)キャンペーンやエコライフ・アクト大会の開催などによる県民の大量消費、大量廃棄といった暮らしのあり方の見直しに向けた、エコライフスタイルの普及
- ・エコライフスタイルの普及に向けて、県民、事業者、行政が連携し、環境保全活動の拡大を図る仕組みとして環境とやま県民会議(仮称)を設立
- ・行政機関での環境マネジメントシステムの導入拡大や、環境にやさしい製品やサービスの調達など、グリーン購入の推進、行政自身の率先的な行動による県民や事業者の取り組みの促進

4

技術開発と 調査研究の推進

- ・環境にやさしい製品等の普及や国、企業、大学等と連携した省エネルギー、未利用エネルギー、リサイクル等の技術開発の推進、循環型・脱温暖化社会の基盤となる環境関連産業の振興
- ・廃棄物の循環的利用や、地球温暖化による地域への影響の把握など、県内における循環型・脱温暖化社会の構築に関する調査研究の推進
- ・環境に関する取り組みの経済的な効果についての普及啓発、環境負荷を抑制するためのコストの軽減など、経済的手法の導入

▶ 県民等に期待する 主な役割



資源回収活動



環境教育活動 (温暖化の学習)



県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明		概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
一般廃棄物再生利用率 一般廃棄物排出量に対する再生利用量の割合		15.6% (H11)	18.9% (H16)	25%以上	県内で発生する一般廃棄物の再生利用率は、再生利用のコストが高いことやライフスタイルに密着していること等から近年伸び率が低下しており、このまま推移すればH27に約23%になると推定されるが、これまでの取組みに加え、分別収集の徹底、新たな再生利用の推進等により、25%以上の再生利用を目指す。
産業廃棄物減量化・再生利用率 産業廃棄物発生量に対する減量化量及び再生利用量の合計の割合		92.2% (H11)	93.8% (H16)	96%以上	県内で発生する産業廃棄物のほとんどは減量化又は再生利用が図られているが、さらに資源の効率的な利用を進め、とやま廃棄物プランに掲げる96%より高い目標を目指す。
エネルギー消費量の削減率					
H14を基準としたエネルギー消費量の削減率	世帯当たりのエネルギー消費量の削減率	—	4.6% 削減 (H16)	10%以上 削減	温室効果ガス排出量の増加が著しい家庭部門において、エネルギー消費に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、世帯当たりのエネルギー消費量の10%以上の削減を目指す。
	事務所ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率	—	0.7% 増加 (H16)	減少 させる	営業時間の拡大、IT機器保有率の上昇等に伴い、エネルギー消費の増加が見込まれる民生業務部門において、エネルギー消費に伴う温室効果ガス排出の削減を図るため、延床面積当たりのエネルギー消費量を減少させる。

(※4) エコライフ・アクト10宣言：国が展開している温暖化防止に向けた国民運動「チーム・マイナス6%」と連携して、日常生活での10の環境に配慮した取組みを県民に呼びかけるもの。

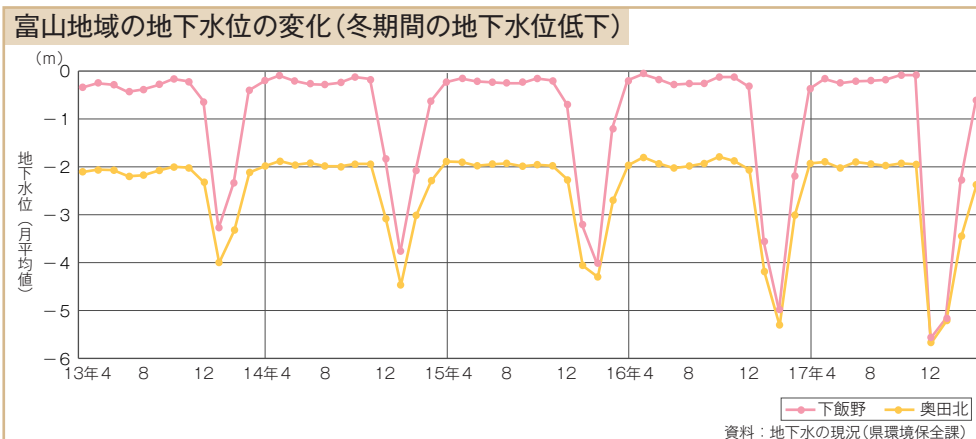
政策目標 (政策の目指すべき成果)

空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。

* 関連政策：未来15「美しい景観づくり・歴史や文化を活かしたまち並みづくり」
未来17「豊かで美しい森づくり・花と緑の地域づくり」
安心8「自然環境の保全」

現状と課題

- 富山県は降水量が多く、植生自然度は本州一位、豊かな自然に恵まれ、立山連峰をはじめとする山々に降る大量の雪や典型的な扇状地が豊かな水を育んでいます。この豊かな水の恵みを暮らしのあらゆる場面で受けられることとなったのは、水との闘いを通して治水に励み、用水を切り開いてきた先人たちの努力の賜物です。豊かで清らかな水は、おいしいコシヒカリやお酒など地場産品の育成や日本海側屈指の産業集積に貢献し、また、環境省の全国「名水百選」に4か所選定されているほか、本県独自で湧水、滝、河川、深層水などを「とやまの名水」として66か所選定しています。
- 県土面積の約67%を占める森林や水源山地等の荒廃が進んでいます。さらに、水田面積の大幅な減少(昭和45年からの30年間で24%減少)等による地下水涵養量の減少や消雪水利用による冬期間の地下水位低下が生じています。
- ダムによる水資源開発はほぼ終期を迎えており、今後は、限られた水資源の中で、有効利用や多面的活用が求められています。
- 水辺空間は、県民にうるおいとやすらぎを与え、多様な生物の生息の場であり、水質の保全、生態系に配慮した川づくりや水辺景観の保全と活用などが求められています。こうした中で、水利用の約9割を占め、防火・消流雪用水などの地域用水機能を有している農業用水の維持管理が、農家数の減少や農村地域の混住化の進展などにより年々難しくなっています。
- 近年、地域社会と水との関わりが少なくなり、水の恩恵や大切さ、恐れなどの意識が薄れ、打ち水・共同洗い場などの地域で受け継がれてきた固有の水文化が失われつつあります。



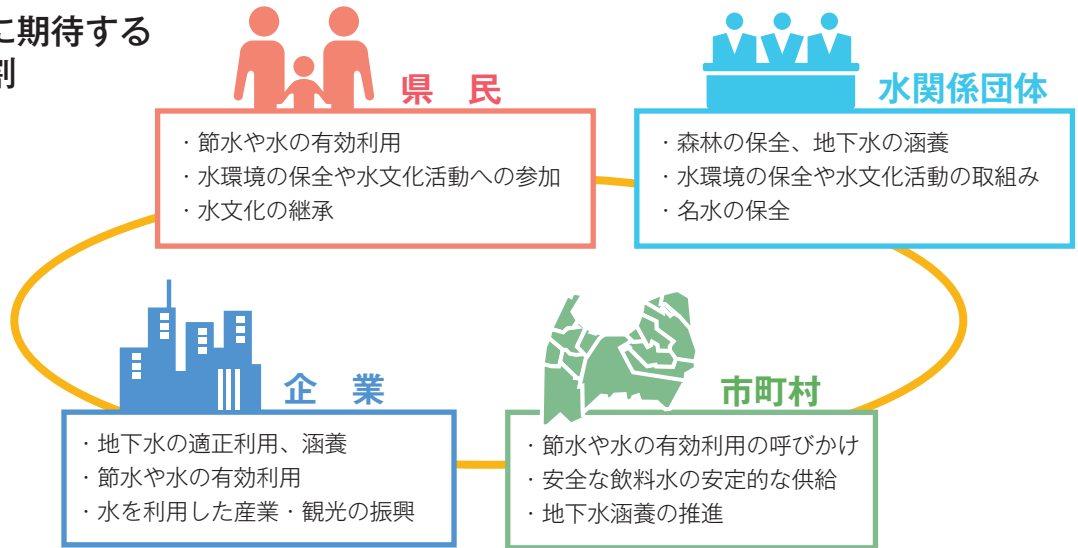
取組みの 基本方向

- 総合的な水施策を展開し「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」を実現します。
- 森林の保全や地下水涵養などの水源対策、水資源の有効利用と多面的活用などの利水対策、生態系に配慮した水辺景観の保全や防火・消流雪等の地域用水機能を有している農業用水の保全管理活動支援などの水環境対策を総合的に推進します。
- 水の恩恵や大切さを見直し、水文化を次世代に継承し発展させるため、水文化保存再生活動等の促進や水を通じた交流と連携などを推進します。また、富山の優れた水環境について国内外に情報発信します。

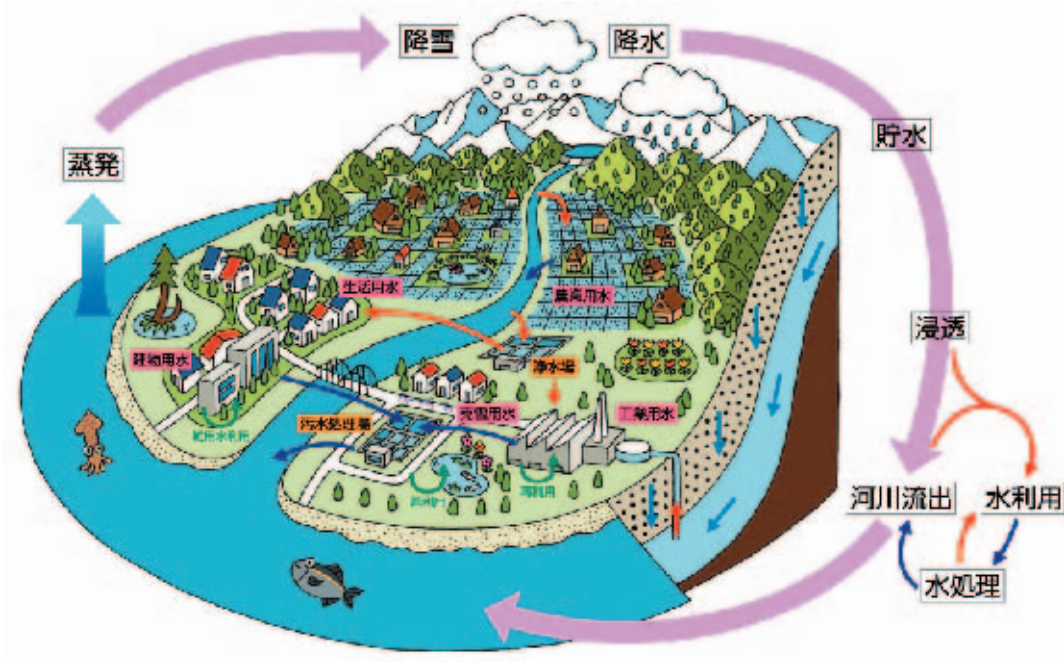
重点施策

重点施策	内 容
1 水源の保全と涵養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な森林整備や県民参加による森づくりの推進、森林の適正な保全と管理など、健全で機能の高い森づくりの推進 ・ 地下水採取条例に基づく規制や基幹観測井のテレメータ化(常時監視)による冬期間の地下水位低下対策など、地下水保全対策の推進 ・ 市町村等が行う水田等を利用した地下水涵養への技術的支援
2 水資源の有効利用と多面的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ダムの機能を保全・拡充するダムの再開発や河川管理者・利水関係者の協議調整による用途間転用など、水の合理的な利用の促進 ・ 小水力発電の推進や雑用水利用の普及啓発など、水の多面的活用 ・ 水道の広域化の推進や経営基盤の強化、老朽管の更新や耐震化の推進、水質管理体制の強化等による安全で安心な飲料水の確保
3 水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や地下水等における水質の的確な把握、工場等発生源の監視・指導や污水处理施設の整備など、水質の保全 ・ 瀬や淵の創出、植生の保全・復元など、動植物の生息環境に配慮した「多自然川づくり」の推進 ・ 生態系に配慮した田園環境整備や農業用水等を活かした水辺景観の保全と活用 ・ 農家、非農家が連携し、防火・消流雪用水などの地域用水機能を有する農業用水の保全管理活動の推進
4 水を活かした文化・産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水工法や利水、伝統産業など暮らしのなかの水文化の次世代への継承を図るための、水文化マップの作成など水文化保存再生活動等の促進 ・ 名水の保全と利用、水辺を活かしたまちづくりや水を利用した産業・観光の振興 ・ 川や水路等の現地見学・学習会、都市農村交流や漁民の森づくり活動など、水への意識を高めるための地域の交流・連携の促進、川を守り育てる河川愛護活動の推進 ・ 水に関する総合ポータルサイトの構築や国際水文地質学会(IAH)等の国際会議の開催など、国内外への水情報の発信、大学等との連携による水環境や水文化に関する調査研究、総合的な環境教育など、水環境学習の推進

▶ 県民等に期待する
主な役割



健全な水循環系の構築





清流



共同洗い場(黒部市生地)

▶ 県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
			達成率	説明
地下水揚水量の適正確保率 17地下水区毎に設定した適正揚水量の確保状況	100% (H10)	100% (H15)	100%	地下水採取条例による規制や地下水指針の推進により、現在、全ての地下水区で適正揚水量が確保されていることから、現状水準の維持を目指す。
水道普及率 総人口に占める現在給水人口の割合	91.8% (H11)	92.9% (H16)	96%	地下水の豊富な地域が多いことから水道普及率は全国平均(H16:97.1%)よりも低いですが、下水道化を機に水道への転換を進めるなど、水道整備計画等に基づき着実に整備していく。
地域用水機能の保全活動を実施している地区数 農家、非農家が連携し、消流雪、防火、生態系保全等の農業用水が有する地域用水機能を守り増進させる活動を実施している地区(土地改良区)数	3地区 (H12)	3地区 (H17)	23地区	近年、農家だけによる基幹的な農業用水の管理が困難になってきていることを踏まえ、農家、非農家の連携を基礎とした保全管理活動を進めることとしている。 地域の合意形成を着実に進め、用水管理土地改良区(35)のうち2/3程度での取組みを目指す。
水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 水とのふれあいや水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数	—	119団体 (H17)	150団体	今後、河川愛護ボランティア活動や地域ぐるみでの用水保全活動などで約30団体(現状の25%程度)の増加を目指す。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

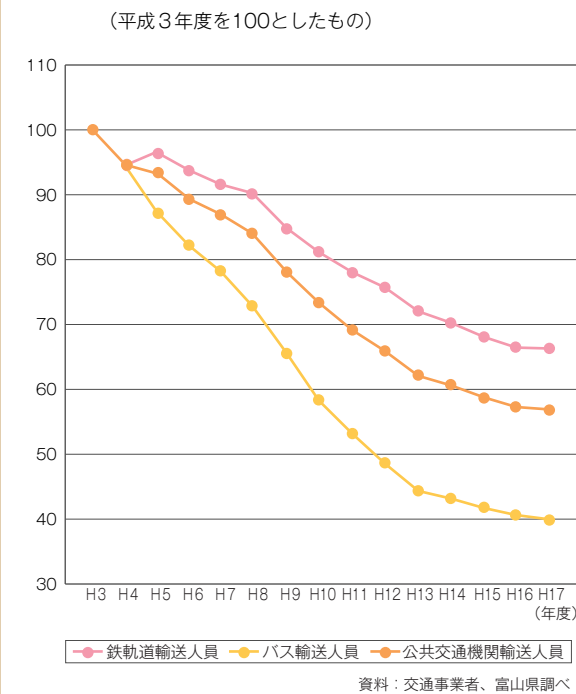
生活を支える身近な公共交通が整備されており、高齢者、障害者、幼児を含め、誰もが安全で快適に移動できること。

* 関連政策：活力17「新幹線駅を中心とした新たな交流拠点づくりの推進」(新幹線新駅の交通結節機能の充実)
安心5「地域総合福祉の推進」(公共交通機関や公共施設のバリアフリー化)

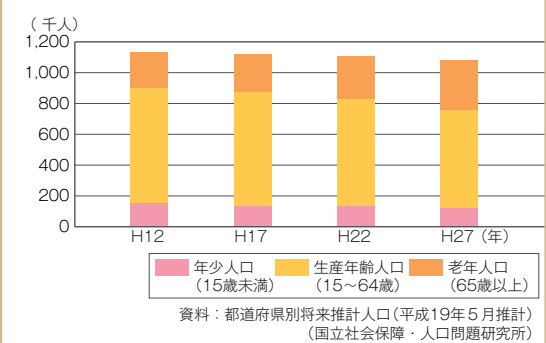
現状と課題

- 人口減少や少子化、モータリゼーションの進展などにより、公共交通機関の利用者数は、ここ15年で4割以上も減少しています。このことがさらに、公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じています。その一方で、著しい高齢化の進展により、移動制約者の増加が懸念されています。
- 北陸新幹線の開業に伴い、JR北陸本線は並行在来線としてJR西日本から経営分離されますが、JR北陸本線をはじめ、これと連絡するJR城端線、JR氷見線、JR高山本線についても、ここ15年で約3割も利用者数が減少しています。
- 過度のマイカー利用が市街地の交通混雑の原因となっており、大気汚染やCO₂排出による環境悪化、過度のエネルギー使用を招いています。

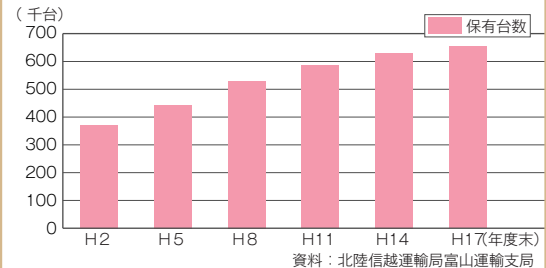
県内の公共交通輸送人員の推移



富山県将来推計人口の推移



県内の乗用自動車保有台数の推移



取組みの 基本方向

- 県民の日常生活を支える安全で信頼性の高い公共交通ネットワークを維持確保するとともに、交通機関相互の交通結節機能の充実や利便性向上、利用者サービス向上の取組みを支援し、過度のマイカー利用から公共交通への利用転換に努めます。
- 鉄道、路面電車については、JR、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレールなど、異なる事業主体において、異なる電気規格があるなかで、乗り継ぎを円滑化するなど、十分に連携・調整しながら維持活性化に取り組んでいきます。
- 高齢者、障害者、幼児も含め、誰もが不自由なく外出できるよう、人にやさしい公共交通サービスの提供を支援します。

重点施策

重点施策	内 容
① 地域公共交通の 利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北陸新幹線新駅の交通結節機能の充実(既存鉄道との乗り継ぎのための新駅整備、駅前交通広場の整備など)、路面電車万葉線の現高岡駅への乗り入れ、異なる路線間の直通運転などシームレス(※1)な公共交通サービスの提供の支援 ・ 県内のバス、路面電車、鉄道等に共通して使用できるICカードシステム(※2)の導入を支援し、乗り継ぎの円滑化や運賃収受の簡略化など、公共交通利用者の利便性向上と利用促進 ・ 鉄道、路面電車、バスの運行ダイヤの改善(本数増加、最終便繰り下げ、パルスダイヤ(※3)化など)、コミュニティバスの導入、パークアンドライド駐車場や停留所の整備など、利用者サービス向上の取組みへの支援
② 地域公共交通の 維持確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北陸新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線について、県民の日常生活に欠かせない足として維持、活性化を図るための経営計画の策定及び運営会社の設立 ・ 新駅設置や運行本数の増加、接続する他の路線との連絡強化などによる並行在来線の活性化の検討 ・ 鉄道、路面電車、バスの維持活性化対策への支援 ・ 線路の重軌条化(※4)や橋梁、トンネル補修など、鉄軌道の安全確保のための施設整備に対する支援 ・ 住民生活に必要な民営、公営バス路線の運行維持や車両購入に対する支援 ・ 過度のマイカー利用の自粛を推進するノーマイカーデーの普及啓発
③ 地域公共交通の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが安全で快適に乗降できるノンステップバス(※5)や路面電車万葉線の新型低床車両の導入などに対する支援 ・ 視覚障害者誘導用ブロック設置や段差解消など、駅や電停のバリアフリー化の支援

(※1) シームレス：乗り継ぎなどの交通機関間の「継目」を、ハード、ソフト両面にわたって解消し、円滑な移動を確保するもの。

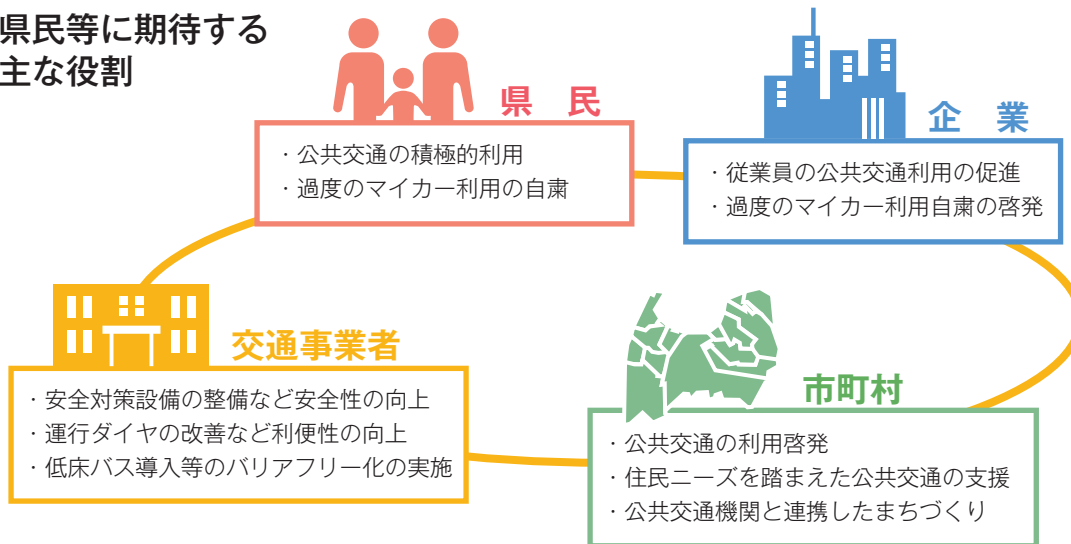
(※2) ICカードシステム：運賃払いの簡略化、乗り継ぎの円滑化等、利用者利便の向上を図るため、現金を使わずに非接触型ICカードにより運賃精算を行うシステム

(※3) パルスダイヤ：鉄道などの基幹交通が一定間隔で運行され、これと連絡する電車やバスなどの接続にも配慮された、わかりやすく利便性の高いダイヤ

(※4) 重軌条化：重いレールに交換(37kg/m→50kg/m)し軌道を強化することにより、騒音振動の低減、保守作業の効率化を図るもの。

(※5) ノンステップバス：利用者の乗降を容易にするため、車両床面を下げ乗降口のステップを無くしたバリアフリーなバス

▶ 県民等に期待する
主な役割



コミュニティバスまいどはや
(富山市)



万葉線イトラム
(高岡市、射水市)

▶ **県民参考指標**（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
鉄道・バスの利用率 1人当たりの県内の鉄道・バスの年間利用回数	44.3回 (H12)	38.5回 (H17)	現状維持	今後の人口減少、少子高齢化を考慮すると、通勤、通学客の減少が見込まれるものの、公共交通の利便性の向上等により、利用率の維持を目指す。
旅客輸送分担率 旅客輸送のうちの鉄道・バスなど公共交通機関と自家用車の分担率	鉄道バス等 8.3% 自家用車 86.5% (H11)	鉄道バス等 6.5% 自家用車 87.7% (H15)	鉄道バス等 低下傾向に 歯止め 自家用車 上昇傾向に 歯止め	公共交通の利便性の向上、過度のマイカー利用の抑制等により、鉄道バス等の低下傾向、自家用車の上昇傾向に歯止めをかける。
低床バス導入割合 民営乗合ノンステップバスの導入割合	2.0% (H11)	14.2% (H16)	35%	今後一層の高齢化が見込まれるなかで、高齢者や障害者にとって利用しやすい低床バスについて、交通事業者の計画的な導入を支援し、全国水準(H16実績12%、H22目標30%)と比較しても遜色のない導入割合を目指す。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

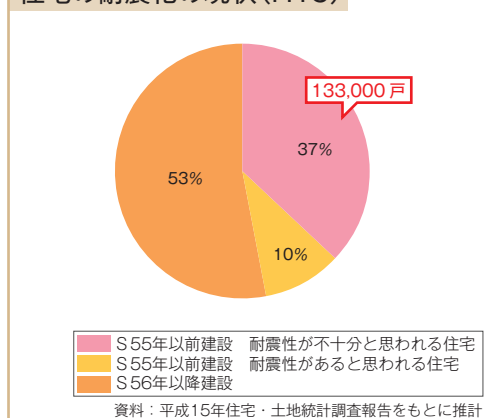
誰もがそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じて住宅を選択することができるとともに、十分な耐震性やバリアフリー性能などを備えた安全な住宅で暮らしていること。

* 関連政策：活力18「快適で活力あるコンパクトなまちづくりの推進」
 活力19「中心市街地の賑わいの創出」
 未来15「美しい景観づくり・歴史や文化を活かしたまち並みづくり」

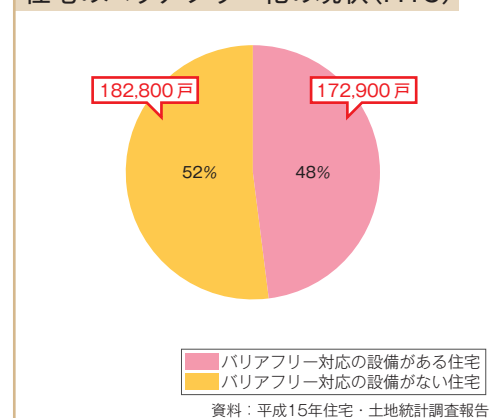
現状と課題

- 本県の住宅は、持家率や持家の規模の面では高い水準にありますが、耐震基準が強化された昭和56年以前に建てられた住宅の割合が高く、耐震性が不十分と思われる住宅が約13万3千戸程度あると推計され、住宅総数約35万5千戸の37%となっていることから、地震発生時における住宅の倒壊等による災害が危惧されます。
- 誰もが安心して暮らせる居住空間を形成するバリアフリー化の割合については、全国上位となっていますが、本県の住宅総数の約48%と決して高くない水準にあります。
- 急速な高齢社会の進展により、歩いて暮らせる利便性の高い市街地の居住人口を増やすため、まちなかに多様な魅力ある住宅を提供する必要があります。
- 大きな持家に高齢者が一人で住んでいたり、狭い借家に大家族が住んでいたりするなど、世帯と住宅規模のミスマッチが見られます。
- 住宅は景観・まち並みの重要な要素となることから、本県の気候・風土、伝統・文化と調和した美しい住環境づくりが求められています。

住宅の耐震化の現状(H15)



住宅のバリアフリー化の現状(H15)



取組みの基本方向

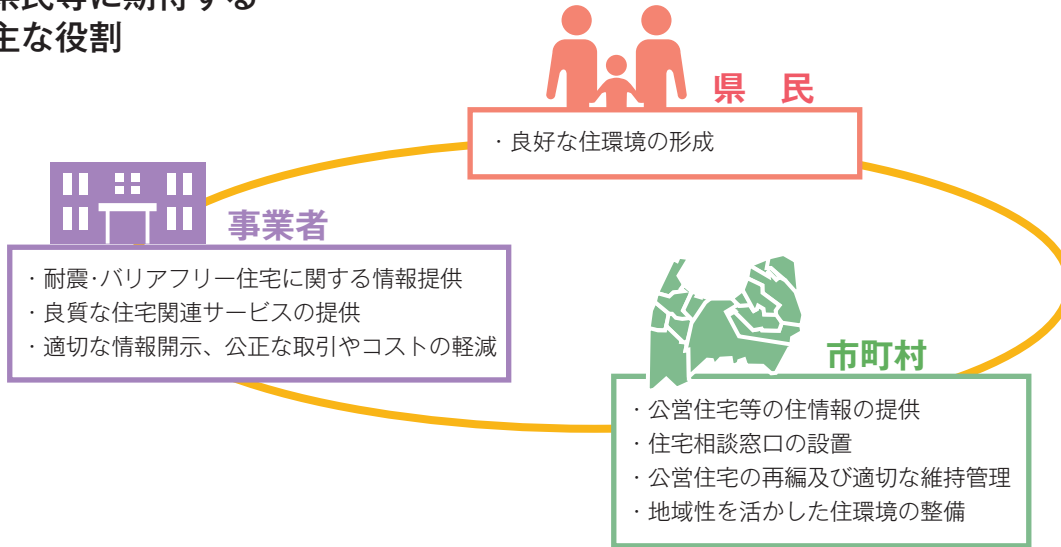
- 住宅の耐震診断・耐震改修支援事業の充実、バリアフリー化への適切な指導等を通じて住宅の耐震化、バリアフリー化を進めるとともに、誰もが安心して住宅を取得できるよう、健全な住宅流通市場の育成を図り、ライフステージに応じた安全で快適な住環境の形成と居住水準の向上に取り組めます。
- それぞれのライフスタイルに合わせて暮らせる質の高い住環境やまちなか居住の推進に努めます。

重点施策

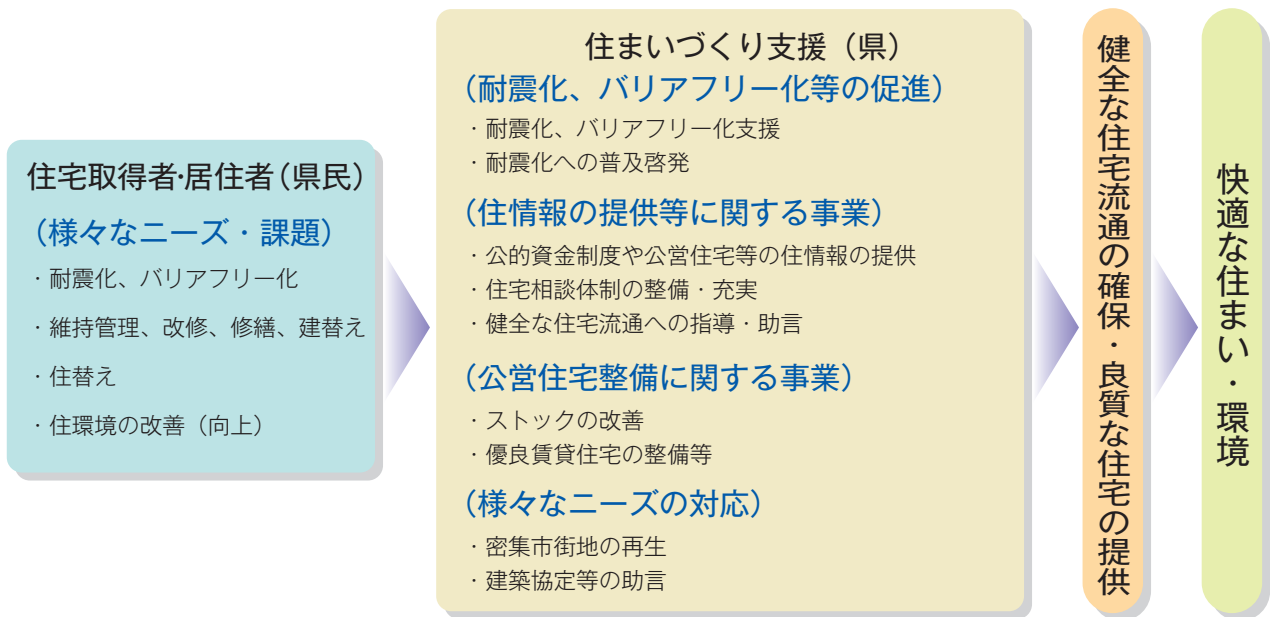
重点施策	内 容
<p>1 住宅の耐震化・ バリアフリー化 等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断及び耐震改修に対する支援による耐震化の促進 ・耐震化の重要性についての普及啓発 ・子供から高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせる住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・省エネルギーに配慮した住宅の普及促進
<p>2 住宅流通の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の品質が向上し、消費者が安心して住宅を取得できる環境を整備するため、住宅の性能を共通のルールで評価する住宅性能表示制度の普及 ・住宅購入者等の保護の観点から、売主等の瑕疵担保責任の履行を確保するための仕組みの普及 ・全国組織であるリフォネット(※)を活用したリフォーム事業者に関する情報提供 ・建築関係団体と連携した住宅に関する相談体制の充実 ・市町村の住替え情報バンク等の情報の一元化や住まい活用ネットワークの構築による円滑な住替え支援の推進
<p>3 公営住宅の適正な再 編整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実状に応じた入居者の募集及び管理の適正化と老朽化した公営住宅ストックの再編を行い、最低居住水準以下の公営住宅を解消 ・低所得者や高齢者、DV被害者等の居住の安定を図るため、セーフティネットとして重要な役割を担う公営住宅の活用 ・介護施設、デイサービス施設、託児施設との合築等、福祉施設との連携の推進 ・民間事業者による高齢者等に配慮した良質な賃貸住宅の供給の促進
<p>4 密集市街地の再生・ 更新による住環境の 改善とまちなか居住 の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業、土地区画整理事業等の活用と住宅市場の活性化による多様なライフステージに対応したまちなか居住の推進 ・防災上必要な公共施設の整備や老朽住宅の建替え等による、ゆとりある住環境の整備の推進 ・地震・延焼による被害拡大防止のための耐震性、耐火性に優れた住宅整備の推進
<p>5 本県の気候・風土、 伝統・文化と調和し た住環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を構成する重要な要素である、地域の環境と調和した住宅づくりへの啓発、支援 ・伝統工法を活かした木造住宅の普及促進

※ リフォネット：国土交通省の住宅市場整備の計画に基づき、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが、消費者が安心してリフォームを実施するために必要となる情報を提供するネットサービスのこと。

▶ 県民等に期待する
主な役割



快適な住まいづくり



▶ **県民参考指標**（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
持ち家比率 住宅に住む一般世帯数に占める持ち家世帯の割合	79% (H12)	79% (H17)	現状維持	全国上位(全国1位)にある現状の維持を目指す。
住宅の延べ床面積 1世帯当たりの住宅延べ床面積	146㎡ (H12)	146㎡ (H17)	現状維持	全国上位(全国1位)にある現状の維持を目指す。
住宅の耐震化率 耐震性があると思われる住宅の割合	54% (H10)	63% (H15)	85%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、全国水準並み(75%→90%)の耐震化を目指す。
バリアフリーの設備がある住宅割合 段差のない屋内、手すりなど高齢者等のための設備が設置されている住宅の割合	45% (H10)	48% (H15)	65%	全国上位(全国4位)にあるが、住宅総数に対する割合はまだ低いため、さらにバリアフリー化を目指す。

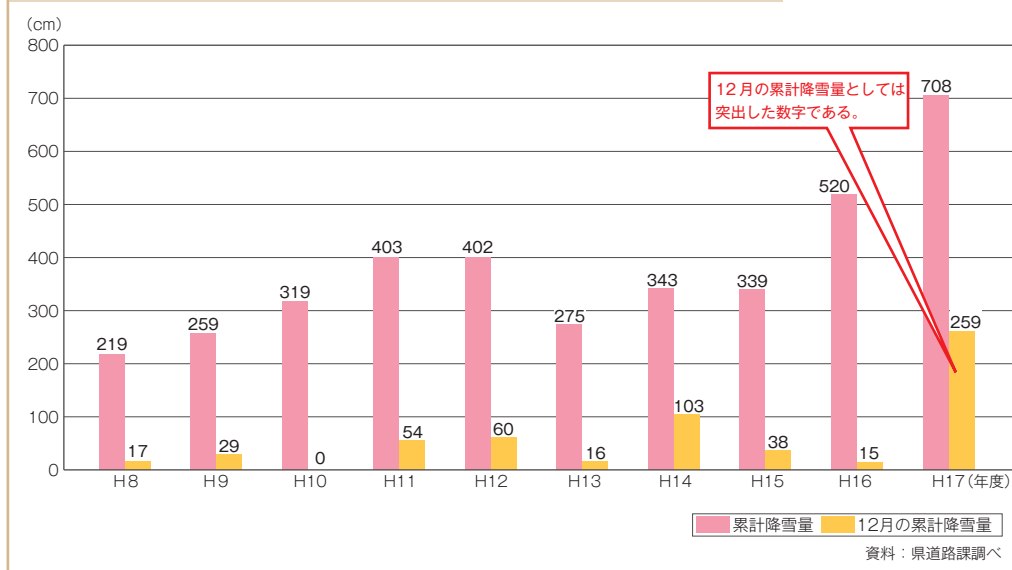
政策目標 (政策の目指すべき成果)

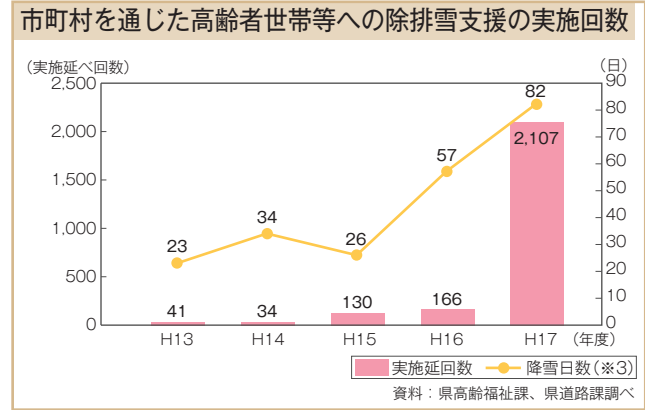
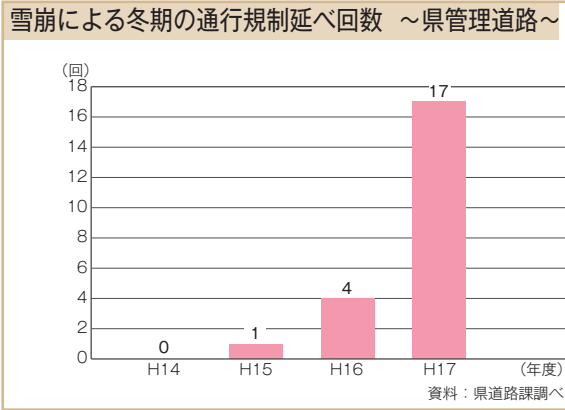
降積雪時においても、産業経済活動や県民生活が円滑に進められるとともに、様々な雪の文化が継承されていること。

現状と課題

- 近年、暖冬傾向が続いていましたが、20数年ぶりの豪雪(平成18年豪雪(※1))となった平成17年度は、12月から本格的な降雪となり、県民生活にも大きな影響を与えました。これまでさまざまな雪対策を総合的・計画的に推進してきましたが、暖冬に慣れた県民意識の中、短期的・局地的な豪雪にも十分対応できる雪対策が求められています。また、まとまった降雪に起因する雪崩等により鉄道が寸断され、例年よりも多くの道路が通行止めなどの通行規制を余儀なくされ、一時的に集落の孤立も発生したことから、雪崩防止柵やなだれ防止林等の効果的・効率的な整備が一層求められています。
- 除雪した雪で車道幅員が狭くなることによる交通障害の発生や、歩道の通行ができない状況が発生していることなどから、円滑な交通確保や安全な歩行空間を確保するために、堆雪帯等を有した道路の一層の整備や、歩道除雪の充実が求められています。
- 自力での除雪が困難な高齢者世帯等の増加や、雪処理の担い手の確保が困難になるなど、社会情勢の変化にも対応した地域ぐるみの雪対策が強く求められています。
- 先人が育んできた富山ならではの雪の文化(かんじき等の衣文化、ブリ大根・かぶら寿し・寒もち等の食文化、雪囲い・融雪池・エンナカ(流雪溝)等の住文化)が、生活の近代化・多様化により、急速に失われつつあることから、それらを保存・継承するとともにライフスタイルの変化に応じた新たな雪の文化の創造が求められています。

県内の過去10年の累計降雪量(※2)～年度全体と12月の推移～





取組みの 基本方向

- 雪によって産業経済活動や県民生活に支障が生じることなく、また、誰もが安全で安心な日常生活が送れるよう、少子高齢化に対応し、また、高度情報通信技術を活かした総合的な雪対策を展開し、雪に強いまちづくりを推進します。
- 雪国富山の暮らしを維持してきた先人の生活文化を絶やすことなく保存・継承するとともに、冬を楽しく明るく暮らしていけるよう、雪景色や雪の造形をはじめとした富山の冬の再発見や冬を楽しむ文化活動の振興に努め、富山で新しい雪の文化を創造し全国発信します。

重点施策

重点施策	内 容
1 雪害のない まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪初期での除雪の徹底、重要路線における除雪レベルの向上、路面凍結対策の強化、道路管理者間での連携強化等による車道除排雪の実施 ・ 県、市町村、県民が各々役割を分担し、一体となった歩道除雪の実施 ・ 住民が主体となって実施する地域ぐるみの除排雪体制の充実や、歩行者等の協力による「雪と汗のひとかき運動」(※4)の推進 ・ インターネット等での降積雪量、路面温度等の冬期道路情報の提供 ・ 円滑な交通を確保するため、道路幅の狭い区間への堆雪帯の設置や消雪施設の適切な更新等による機能の維持 ・ 高齢者や障害者世帯など支援を必要とする人に対する市町村や地域住民等による除排雪への支援 ・ 地域の住民等の参加による除雪ボランティア活動の促進

(※1) 平成18年豪雪：気象庁が命名した平成17年12月から平成18年2月にかけて発生した大雪の名称

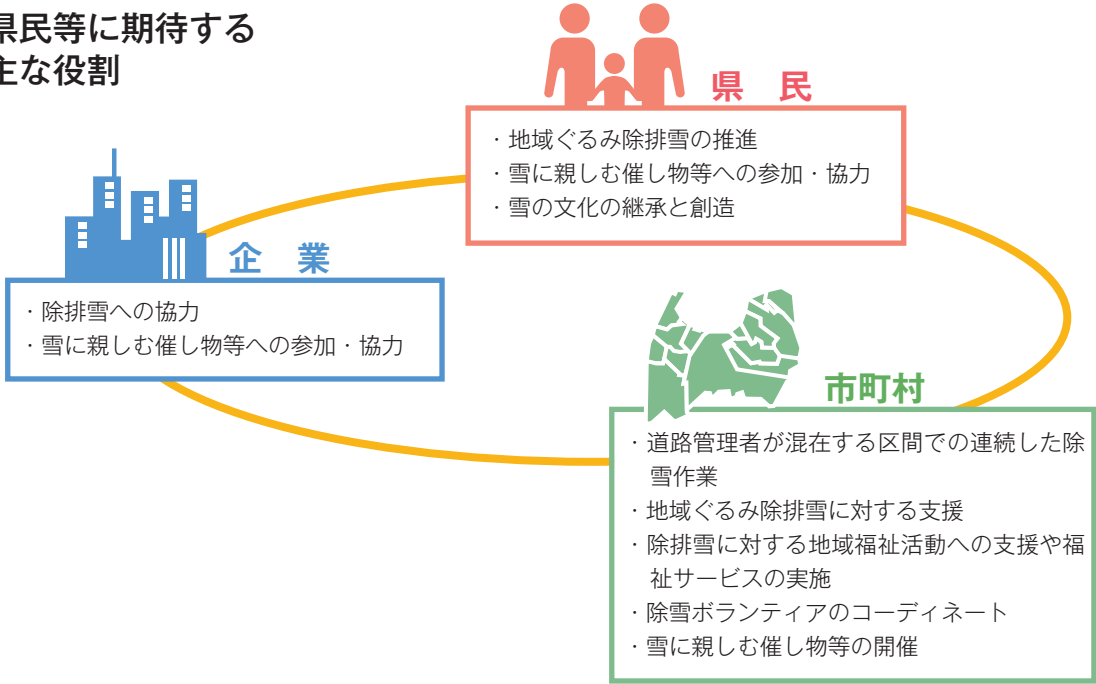
(※2) 累計降雪量：毎日の降雪量を累計した数字で、県内5か所の県指定観測点(魚津、富山、富山(八尾)、高岡、南砺(福光))の平均値

(※3) 降雪日数：県内5か所の県指定観測点における降雪日数の平均値

(※4) 雪と汗のひとかき運動：交差点部の歩道やバス停にスコップを設置し、歩行者等の協力を得て実施する歩道除雪

<p>2 雪害防止対策の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雪崩危険箇所を中心としたスノーシェッドや雪崩防止柵などの整備による安全な通行の確保 ・雪崩防止柵の整備による山間地の住民の安全確保 ・雪崩防止機能を有する森林(なだれ防止林)の維持・造成の推進
<p>3 雪の文化の継承と 創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬の衣食住に関わる生活の知恵など、雪国の伝統的な生活文化の保存・継承 ・雪に親しみ雪を楽しむ冬の催しの開催等による雪の文化の創造

▶ 県民等に期待する
主な役割



豪雪にも対応した除排雪体制



地域ぐるみの除排雪活動



雪の催しでの大雪像の展示

▶ **県民参考指標**（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
冬期走行しやすさ割合 県道以上の道路延長のうち、堆雪帯を備えた道路や消融雪施設が設置された道路など積雪に対応した道路延長の割合	42.9% (H15)	44.2% (H17)	48%	本県では着実に道路整備を進めてきたところであるが、未だ堆雪帯が整備されず冬期に交通障害が発生している道路なども多くあり、今後も、県道等の着実な整備を進める。
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数 市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対し、県が補助を実施している累計地区数	189地区 (H12)	246地区 (H18)	290地区	市町村からの要望等を踏まえ、現状の2割増を目指す。
雪に関する催しの認知度 意識調査した県民のうち、県内の主要な雪のイベントを認知している人の割合	—	11.0% (H18)	現状以上	雪に関する催しの魅力向上を図って認知度を高めていく。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

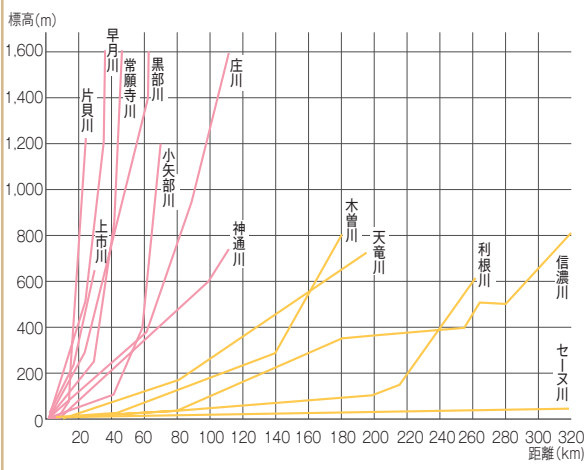
水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、災害に強い県土が形成されていること。

*関連政策：未来17「豊かで美しい森づくり・花と緑の地域づくり」

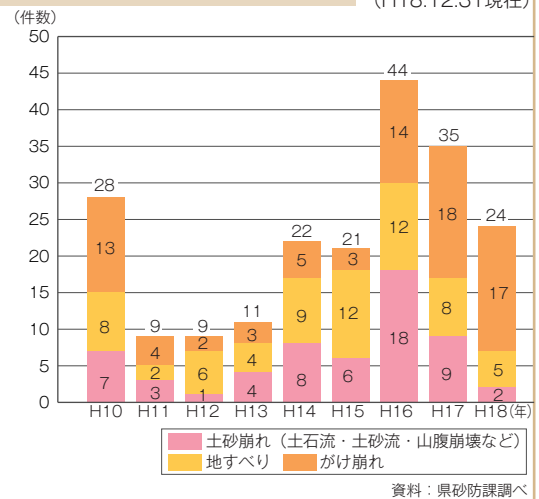
現状と課題

- 本県は、東西南西の三方を北アルプスなどの山々に囲まれ、北は富山湾に面しています。急峻な山々や急流河川などの険しい地形、崩れやすい地質により、これまで幾度となく河川の氾濫や地すべりなどの被害を被ってきました。また、沿岸部は富山湾特有の寄り回り波などにより越波災害や海岸侵食に見舞われてきました。近年は、台風や梅雨の出水により流木が発生し、河川における流水の阻害や海岸保全施設の機能障害などの被害が生じています。
- 災害から県土を保全し、県民の安全安心な暮らしを守るため、治山・治水等の防災対策を積極的に進めてきていますが、その整備水準は未だに高いとは言えません。
- これまでの防災施設の整備に伴い、管理すべき施設が増えており、効率的に維持管理を行う必要があります。また、高度経済成長期につくられた橋梁は、老朽化による本格的な更新時期を迎え、施設の長寿命化対策などによる計画的な維持管理や更新が求められます。
- 河川、港湾、漁港における放置艇は、洪水時に流出し橋梁や海岸保全施設等に損傷を与えたり、船舶航行の支障となるなど、河川、港湾、漁港それぞれの本来の機能を阻害するおそれがあり、その対策が求められています。

河川縦断面図



近年の県内土砂災害発生件数 (H18.12.31現在)



危険箇所等の整備状況

危険箇所等	箇所数	概成箇所数(H13.3)	概成箇所数(H18.3)
山地災害危険地区	2,306	311	344
土砂災害危険箇所(保全家5戸以上等)	1,758	406	506
農地地すべり危険箇所	152	37	41

取組みの
基本方向

- 治山・治水・砂防・海岸保全等の施設整備や森林・農地の保全を着実に進め、自然豊かで美しい県土を保全し、県民の生命・財産を守ります。
- 県民の安全の確保を第一としながら、生物の生息生育環境や自然景観、地域住民等の利用に配慮した施設の整備や管理を進めます。また、既存施設を有効利用し、効率的・効果的な整備を進めます。
- 地域特性に合わせた効率的な維持管理を行うため、市町村、地域住民やボランティア等と連携・協働し、施設の管理や点検を進めます。
- 橋梁や河川堤防など施設の長寿命化や長期的な維持補修費用の軽減に努めます。
- 既存マリナーへの誘導など放置艇の係留保管の適正化を図り、河川、港湾、漁港それぞれの本来の機能を確保するとともに、公共水域の秩序ある利活用を進めます。

重点施策

重点施策	内 容
1 治山対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備機能を有する森林を保安林に指定し、無秩序な伐採等の規制を加えることによる森林の保全 ・ 森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するため、災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備の推進 ・ 山腹の崩壊などによる流木の発生を防止するため、治山施設の整備と併せて実施する森林の整備(倒木処理、間伐等)の推進
2 治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の建設や川幅の拡幅、放水路設置など、河川の整備や荒廃河川における砂防えん堤整備などの推進 ・ 市街地の浸水対策として、雨水排水路の整備や雨水貯留池、雨水浸透施設等の整備の促進 ・ 宅地化等の進行による農村地域の浸水被害を防止する農業用排水路整備の推進 ・ 老朽化等に伴う被害が懸念される、ため池等農業用施設の改修整備 ・ 瀬や淵の創出、植生の保全・復元など動植物の良好な生息・生育環境に配慮するとともに美しい自然景観を保全・復元する河川の整備 ・ 地域住民と連携した美化活動や河川巡視等の実施、流木の発生を抑制する河川敷内の立木や倒木の処理等河川管理の推進 ・ 未利用貯水容量の有効活用など既存ダムの機能を保全・拡充するダム再開発

<p>3 土砂災害対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害を防ぐ、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の着実な整備 ・溪流の連続性を確保する透過型砂防えん堤や、緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工などの、自然環境に配慮した施設の整備 ・地域住民やボランティアと協働で行う危険箇所の点検や砂防設備等の点検
<p>4 海岸保全対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人工リーフ(※1)、護岸などの海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し後背地を防護する、面的防護方式による海岸整備の推進 ・突堤(※2)と養浜(※3)などを組み合わせることにより、防護、環境、利用が調和した海岸づくりを推進 ・飛砂・潮風・強風被害地での海岸保安林の造成・整備 ・流木撤去など、県、市町村、ボランティア等が協働で行う海岸清掃
<p>5 公共施設の計画的な維持管理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の長寿命化や補修費用の最小化・平準化を図る計画的な橋梁の維持管理など適切な道路管理の推進 ・堤防や護岸など河川管理施設の効果的・効率的な維持管理の実施 ・岸壁など港湾施設の長寿命化や利便性向上を図る計画的な維持管理の実施 ・国、関係市等からなる検討会の設置など、効果的な放置艇対策の推進



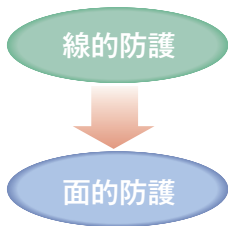
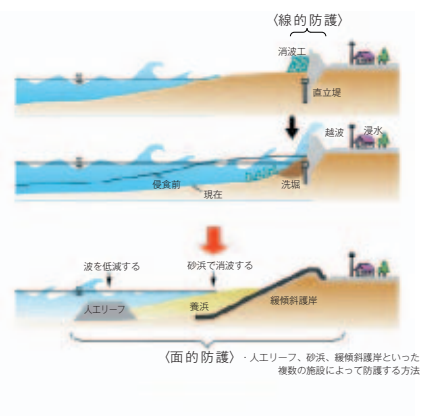
いたち川の河川改修(富山市)



急傾斜地崩壊防止施設の整備(富山市八尾町)

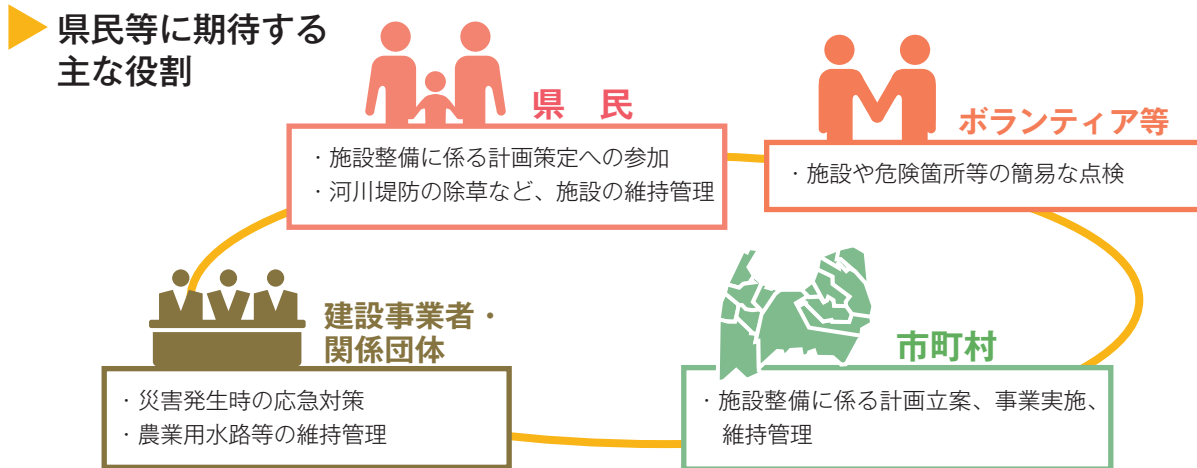
海岸保全のイメージ

線の防護から面的防護へ



線の防護
海岸の水際線に沿って堤防や消波工を配置する
海岸侵食が進行すると越波災害等が発生しやすくなる

面的防護
人工リーフや緩傾斜護岸など複数の海岸保全施設を
組み合わせて防護する



▶ 県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
河川整備率 河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨を対象とした改修済み延長の割合	52.3% (H13.3)	54.2% (H18.3)	56%	本県では、着実に河川整備を進めてきたところであるが、局所的な集中豪雨の頻発や都市化の進行により、浸水被害が発生しており、今後も河川整備を進める。
土砂災害危険箇所の整備率 保全人家5戸以上等の土砂災害危険箇所のうち、砂防設備等が整備済みの箇所の割合	24.7% (H13.3)	28.8% (H18.3)	36%	本県では、着実に土砂災害危険箇所の整備を進めてきたところであるが、脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後も砂防設備等の整備を進める。
海岸整備率 海岸の保全が必要とされる区間延長のうち、整備済み延長の割合	68.2% (H13.3)	74.0% (H18.3)	81%	本県では、着実に海岸保全施設の整備を進めてきたところであるが、富山湾特有の「寄り回り波」や冬季風浪による海岸侵食や越波による浸水被害等が発生しており、今後とも海岸保全施設の整備を進める。

(※1) 人工リーフ：珊瑚礁を模倣したもので、ブロックや石等によって海底に人工の浅瀬をつくることにより、波を弱める施設

(※2) 突堤：海岸線からほぼ直角方向に、沖側に向かって突き出して設けられる構造物で、海岸の侵食を軽減させる施設

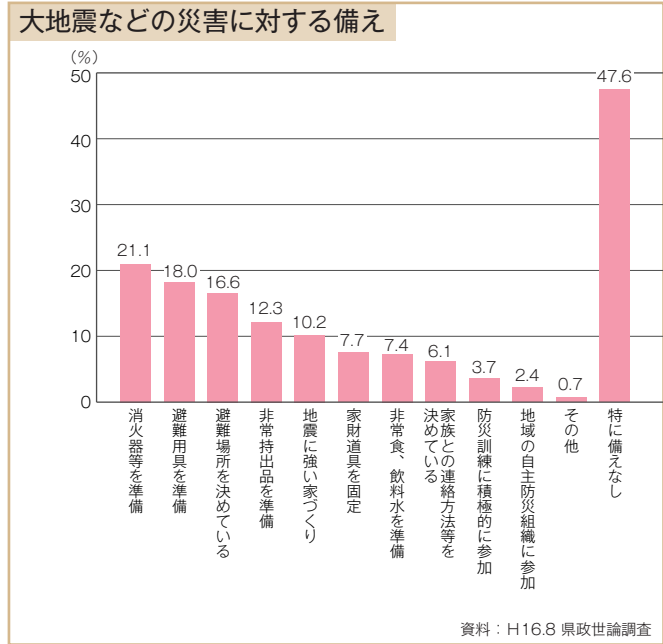
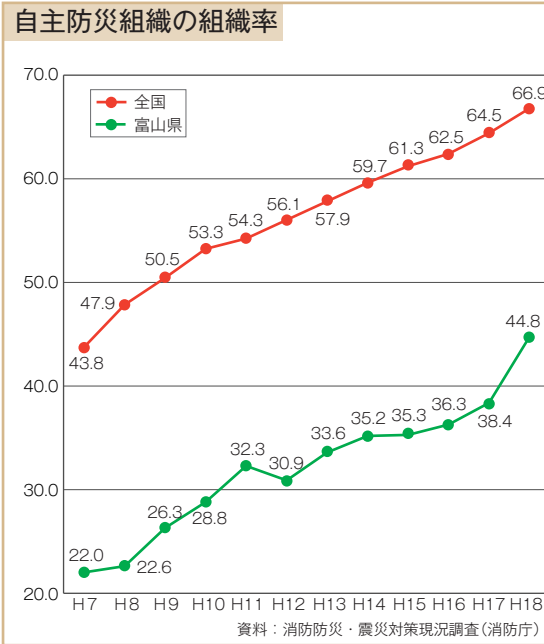
(※3) 養浜：海岸に人工的に土砂を供給し、海浜の造成や維持などを行うこと。

政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが高い防災意識を持ち、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型コロナウイルス等の新たな危機が万一発生した場合への備えが日頃から整えられていること。

現状と課題

- 都市化や少子高齢化等による社会環境の複雑化、多様化に伴い、一旦災害が起きたときには、大規模な被害につながる危険性があることから、道路や建築物の耐震化を進めるなど災害に強いまちづくりが求められています。
- 近年の集中豪雨や平成19年能登半島地震などの一連の災害を教訓とし、県民の防災意識の向上、地域防災力の向上、情報の収集・伝達の迅速化及び確実化などの取組みが必要となっています。
- 大規模災害・事故、テロによる被害の軽減には、迅速な災害応急活動と日頃からの情報共有が大切であり、防災拠点施設の整備や防災情報の共有化を推進する必要があります。
- 自主防災組織や消防団は、地域の安全・安心のかなめとして大きな役割を果たしていますが、自主防災組織の組織率は全国平均より低く、また、高齢化・サラリーマン化により消防団員も減少傾向にある中で、地域コミュニティにおける防災力の低下が懸念されています。
- 火災・災害、交通事故等による救急出動件数は、平成7年の20,313件が平成17年には31,845件となるなど、年々増加していますが、救急事故における救命率の向上には、一刻も早い処置が必要とされています。
- 消防は、多様化・大規模化している災害・事故への対応力の強化が求められています。また、消防職団員の資質向上を担う県消防学校は、老朽化が著しく、また、教室や訓練施設が狭いなど、教育訓練機能が不足していることから、早急な再整備が必要となっています。
- 武力攻撃やテロから国民を安全に避難させ、救援するため、国民保護法が施行され、有事の際の体制整備が求められています。
- 県民が安心して暮らせる社会の実現のために、鳥インフルエンザ等の新型の感染症や県民の身近に起きる様々な事故、今までに例のない新たな危機に迅速かつ柔軟に対応できる県の総合的な危機管理体制の整備・充実が求められています。



取組みの基本方向

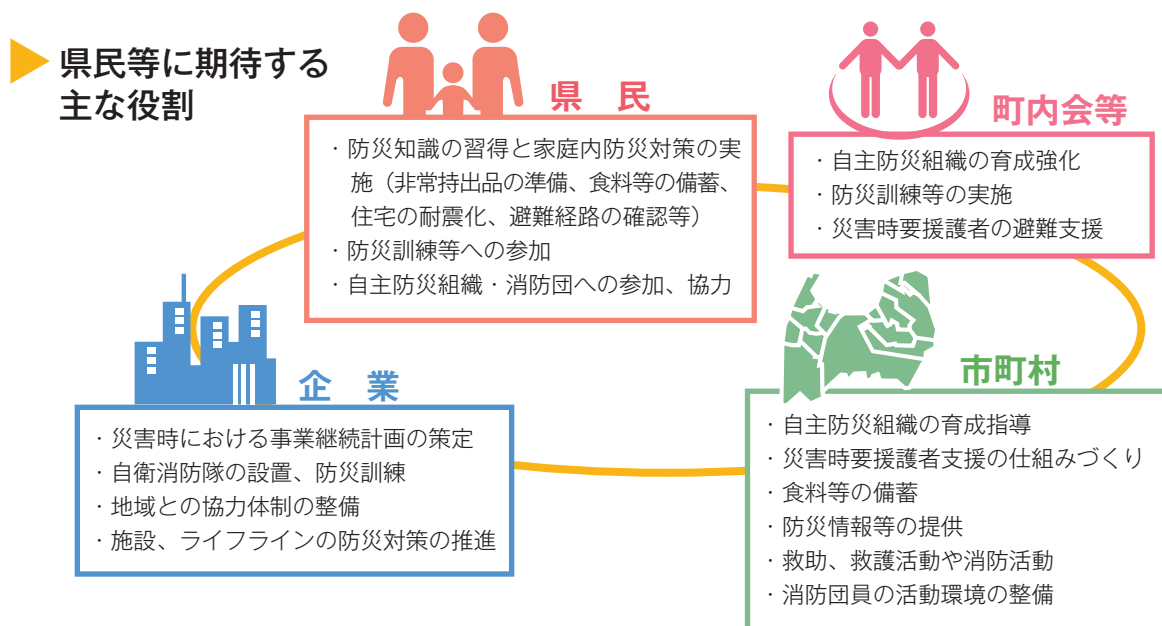
- 災害に強い道路ネットワークや都市公園の整備、橋梁の耐震補強、建築物の耐震化、ライフライン機能の確保などにより災害に強いまちづくりを推進します。
- 県、市町村、住民間の災害(武力攻撃災害を含む。)に関する情報の共有化、災害の被害を最小限に抑えるための防災拠点施設の整備、救援・救護体制の強化などにより防災活動体制の強化を図ります。
- 災害時における被害を軽減するため、防災意識の啓発、家庭における防火・防災対策の充実、防災訓練の実施、自主防災組織の育成強化、災害時要援護者の避難支援対策などにより地域の防災力の向上を図ります。
- 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消防組織の広域化、消防施設・設備や救急搬送体制の整備、消防団の活性化など、消防体制の充実を図ります。また、複雑化、多様化する各種災害に対処できる消防職団員等の教育訓練を行う消防学校の整備を進めます。
- 武力攻撃やテロに対応するため、迅速な初動体制を整えるとともに、関係機関との連携を強化します。
- 県内において県民の生命、身体、財産を侵害する等の緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合の初動体制、各種対策を実施できる総合的な危機管理体制の充実を図ります。

重点施策

重点施策	内 容
<p>① 災害に強い まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・火災などの災害時の避難場所となる公園の整備及び避難路となる道路の計画的な整備推進 ・地震などの災害時の避難施設となる公立学校や公共施設等の災害対策拠点施設の耐震化の促進 ・ライフライン(※1)施設・設備の耐震性の確保や電線類共同溝の整備 ・地震などの災害時の救援ルートとなる安全な道路網を確保するための「落石・崩壊」などに対する防災施設の整備や、老朽化橋梁の計画的な維持補修、橋梁の耐震補強の計画的な推進 ・市街地再開発事業などによる密集市街地の解消や都市基盤施設の整備を通じた、防災性の高いまちづくりの推進 ・木造住宅の耐震診断と耐震改修工事への助成など、住宅等の建築物の耐震化の促進
<p>② 防災情報の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合防災情報システムによる防災関係機関に対する災害関連情報の一元的提供、武力攻撃災害を含めた災害時の通信手段の確保など、防災情報の共有化の推進 ・県総合防災情報システムによるインターネット・携帯電話・ケーブルテレビを利用した県民への防災情報の提供 ・ハザードマップ(災害予測地図)の作成、土砂災害警戒区域の指定・周知 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)(※2)による津波・地震等の緊急情報の提供に対応した市町村同報系防災行政無線の整備促進
<p>③ 防災活動拠点等の 整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急活動の支援拠点や防災に関する啓発、教育、訓練のセンター機能を有する県の防災拠点施設(※3)の整備、市町村等の防災活動拠点とのネットワークの形成 ・避難場所や生活救援物資等の確保、医療救護体制の整備など、救援・救護体制の整備 ・輸送拠点施設や緊急通行確保路線の確保など緊急交通・輸送体制の整備 ・災害時におけるヘリコプターの飛行場外離着陸場や孤立集落対策としての緊急時臨時着陸場の確保の推進
<p>④ 自主防災組織の 充実等 地域住民による 防災・救急活動の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるハザードマップや土砂災害警戒区域等の住民への周知の促進 ・防災講演会等の普及啓発活動を通じた家庭や地域における防火・防災意識の普及啓発 ・学校における防災教育の実施、子ども砂防教室の開催や少年消防クラブの育成などによる子どもの防災意識の向上 ・自主防災組織の資機材整備に対する支援、リーダーの育成研修の実施、小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置などによる自主防災組織の育成強化 ・災害時における高齢者等の安全・確実な避難を可能とする避難準備情報の発令や誘導体制の整備など、災害時要援護者支援の仕組みづくりの推進 ・住宅用火災警報器の設置促進など家庭における防火・防災対策の充実 ・学校、ホール、体育施設など多くの県民に利用される施設への自動体外式除細動器(AED)(⇒コラム4-16)の設置促進やAEDの使用を含む心肺蘇生法の普及啓発

<p>5 消防体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の広域化に的確に対応するなど地域の消防力を強化するための消防組織の広域化や消防救急無線のデジタル化・広域化の推進 ・消防職団員の高度な教育訓練ができる消防学校の整備 ・災害の大規模化、複雑化等に的確に対応するための高規格救急自動車(※4)など、消防・救急資機材の高規格化の推進 ・救急救命士(※5)の計画的な養成、教育訓練の充実などメディカルコントロール体制(※6)の強化等による救急業務の高度化の推進 ・消防団活動に対する理解を深めるための地域住民や事業所への広報や活動環境の整備など、被雇用者、女性等の消防団への参加促進
<p>6 国民保護制度の普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による影響を最小限にするための国民保護制度の県民への普及啓発と実践的な訓練の実施 ・武力攻撃やテロに対応するための初動連絡体制の迅速な確立と的確な初動措置の実施 ・国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材の国と連携した整備 ・国、隣接県、市町村及び指定公共機関等関係機関相互の連携の強化 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)(※2)による緊急情報の提供体制の充実
<p>7 総合的な危機管理体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいタイプの危機事案に対応した個別マニュアルの整備 ・危機管理に対する職員の意識啓発、研修の充実等、危機管理分野における人材育成 ・危機管理基本方針を円滑に運用するための国民保護計画、地域防災計画等と連携した訓練の実施 ・高病原性鳥インフルエンザの発生に備えたモニタリング検査の強化や新型インフルエンザ、SARS等、県民の健康に重大な影響を及ぼす感染症に備えた防疫体制の強化

(※1) **ライフライン**：電気、水道、ガス、電話等生活に不可欠なシステム。広義には、交通や流通システムを含む。
 (※2) **全国瞬時警報システム(J-ALERT)**：津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム
 (※3) **防災拠点施設**：大規模な災害発生時に被災地域での救助・救援活動の拠点を支援し、平常時には、県民の防災意識の普及啓発、防災技術の習得の場としての役割を持つ施設
 (※4) **高規格救急自動車**：救急救命士等が行う救急救命処置が十分にできるように、従来の救急車に比べて活動しやすい車内空間を有し、携帯電話、ファクシミリ、酸素ボンベ、吸引器、監視モニタ、酸素加湿流量計、輸液ポンプ、除細動器等の資機材が備え付けられた救急車
 (※5) **救急救命士**：傷病者の搬送途中において、医師の指示のもとに直接生命に関わる心肺の回復や輸血等の高度な救命処置を行うことのできる国家資格
 (※6) **メディカルコントロール体制**：救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言、事後検証、再教育の体制を整備し、救急活動の質を保証する体制



防災対策の基本：「自助」・「共助」・「公助」

▶ 県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
自主防災組織の組織率 全世帯数に占める自主防災組織の世帯数の割合	33.6% (H13.4.1)	44.8% (H18.4.1)	60%以上	18年4月現在の全国平均(67%)を目標とする。
災害時要援護者台帳を整備した市町村数 災害時において支援を要する高齢者などの名簿を整備している市町村の数	—	1 (H18.4.1)	15	全市町村における災害時要援護者の把握を目標とする。
気管挿管及び薬剤投与が実施可能な救急救命士数 救急救命士のうち、気管挿管及び薬剤投与が実施可能な者の数	—	2人 (H18.4.1)	150人	両業務が実施可能な救急救命士を計画的に養成し、全救急車に1名ずつ乗務させることを目指す。
消防団員数 消防団員の人数	9,693人 (H13.4.1)	9,694人 (H18.4.1)	9,500人	人口減少に伴い、過去10年間の団員の人口比率からの推計では現状の500人程度の減と見込まれるが、各種参加促進策の展開により、最も少なかった17年の人数(9,569人)を大きく下回らないよう、団員の確保を目指す。
出火率 人口1万人当たりの出火件数	2.3件 (H12)	2.5件 (H17)	現状以下	火災予防思想の普及を図るとともに、火災予防活動の充実により、現状(全国最小)以下の率に抑える。

心臓は、規則的な電氣的刺激による収縮により全身へ血液を流しており、重大な不整脈が発生すると、そのポンプ作用が停止します。その際には、AEDにより、心臓に電気ショックを流す（電氣的除細動）ことにより、正常な刺激を発生させ、心臓の動きを取り戻すことができます。

蘇生の成功率は倒れてから除細動までに要する時間が1分遅れるごとに、7～10%低下すると言われており、1分1秒でも早くAEDによって除細動を行うことが重要です。

このため、救急隊が現場に到着する前に現場に居合わせた人によるAEDの使用など、適切な応急手当の実施が求められています。

平成16年7月から非医療従事者によるAEDの使用が認められました。このため、学校、ホール、体育施設など多くの県民に利用される施設へのAEDの設置の促進やAEDの使用を含む心肺蘇生法の普及啓発により、一人でも多くの命が救われることが期待されています。



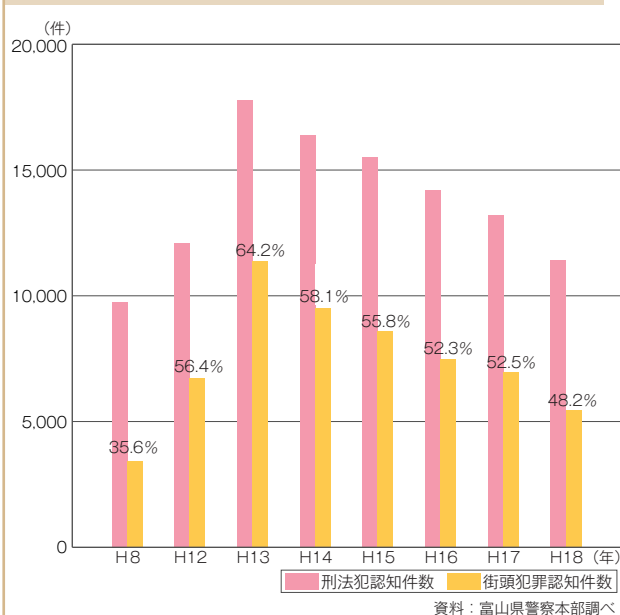
政策目標 (政策の目指すべき成果)

犯罪の起こりにくい環境づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らせる社会が実現されていること。

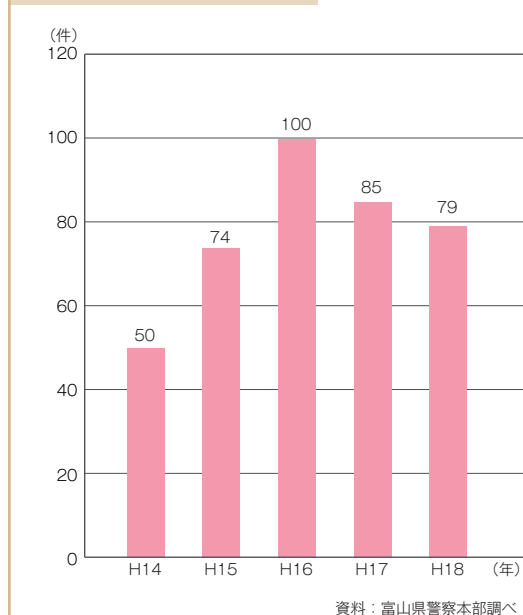
現状と課題

- 刑法犯認知件数は、平成13年の17,660件をピークに減少傾向にあるものの、平成18年は10年前の平成8年と比較して約1.2倍と依然として高水準で推移しており、特にその約半数が、道路や駐車場等の県民に身近な場所で発生しており、県民の日常生活に不安を与えています。
また、身近な場所での犯罪が発生する中で、県内でも子どもに対する不審な声かけ事案が多発するなど、児童等の安全確保が急務となっています。
- このような中で「地域の安全は自らが守る」という意識のもと、民間パトロール隊や青色回転灯を装備した民間車両等による、住民が主体となったパトロール活動が県内全域で積極的に展開されています。特に、児童の安全を守る学校安全パトロール隊については、保護者や地域の皆さんの協力を得て、県内すべての小学校区(205校区)で結成され、地域ぐるみによる子どもの安全対策が推進されています。
今後も、こうした住民自身による防犯活動を引き続き支援していくとともに、これらの活動に参画する多様な主体の連携、協力が円滑になされ、効率的・持続的な取組みとなるよう環境整備を進めていくことが求められています。
- 県内でも「オレオレ詐欺」等のいわゆる振り込め詐欺等の被害が発生するとともに、情報化、国際化などの進展に伴い、犯罪の悪質化、複雑化、巧妙化が進んでいます。また、強盗等の重要犯罪が増加傾向にあり、これらの発生を抑止していく必要があります。

県内の刑法犯認知件数に占める街頭犯罪認知件数の推移



不審な声かけ事案の推移



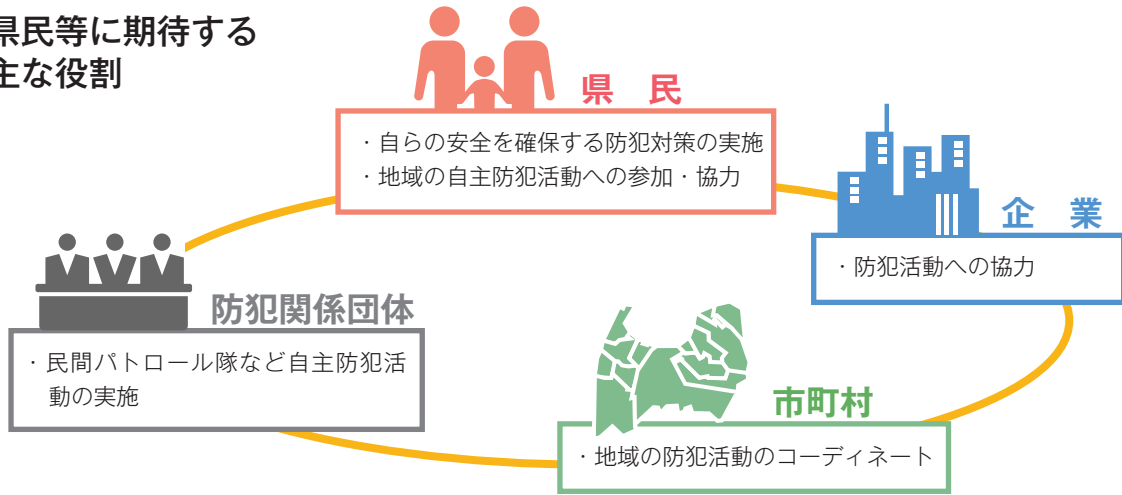
取組みの 基本方向

- 県民一人ひとりが防犯意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、自主防犯活動への参加、支援、犯罪の抑止に配慮した環境の整備促進等、県、市町村、県民及び事業者が一体となった安全なまちづくりを総合的に推進します。
そのため、「県安全なまちづくり推進本部」のもと、市町村レベルでの「市町村安全なまちづくり推進センター」や地区レベル(小学校区単位)での「地区安全なまちづくり推進センター」の設置を進め、地域の防犯団体や防犯組織、教育関係者などが相互に連携・協力し、一元化された安全なまちづくりを推進します。
- 学校安全パトロール隊のパトロール活動など、地域の取組みが進む中、市町村、学校、家庭、地域、関係団体等と連携して、地域の見守り体制の確立、安全教育の推進、不審者情報等の共有化などを図り、児童等の安全を確保します。
- 悪質・巧妙化する犯罪や組織犯罪等の悪に毅然として対峙し、県民に信頼される強い警察を構築するため、捜査員等の育成や装備資機材の高度化、科学捜査力の充実などの各種方策を推進します。

重点施策

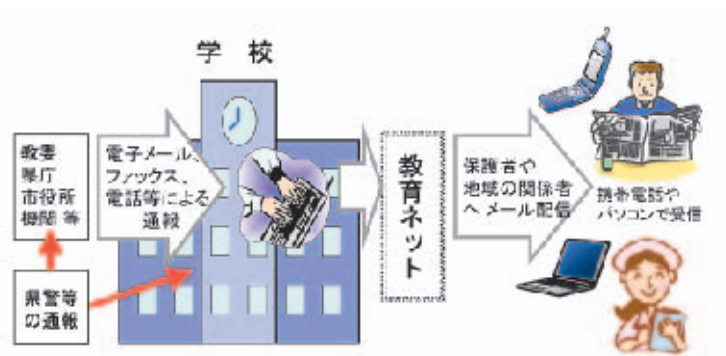
重点施策	内 容
1 犯罪に強い 安全な まちづくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区の安全なまちづくりの拠点としての地区安全なまちづくり推進センターの活動の充実(⇒コラム4-17) ・ 自主防犯団体と自主防災組織の連携、協力による地域の防犯活動の充実 ・ 民間パトロール隊など、自主防犯活動に対する支援 ・ 防犯上の指針の活用による犯罪の防止に配慮した環境整備の推進 ・ 港湾地区等における重点的な防犯活動の推進
2 児童等の安全の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の防犯訓練や防犯設備の整備など、学校への不審者の侵入防止対策の推進 ・ 各小学校区の地区安全なまちづくり推進センターを中核とした、学校安全パトロール隊をはじめとする地域の見守り活動への支援 ・ 防犯教室、地域安全マップづくりなど、子ども自身の参加による実践的な安全教育の実施 ・ 教育ネットを活用したメール配信システムの整備など、学校・家庭・警察等による不審者情報等の共有化の推進
3 警察機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な警察活動を推進するための警察署等の再編と老朽施設の計画的な整備 ・ 事件捜査や検挙等に的確に対処できる高度な専門知識と能力を有する人材の育成 ・ 関係機関と連携した不正輸出入防止対策の推進 ・ DNA鑑定等科学捜査力の充実、通信指令システムや各種装備資機材等の高度化の推進 ・ 新たな形態の犯罪の発生や広域化、巧妙化する犯罪の質的变化を踏まえた警察機能の充実

▶ 県民等に期待する
主な役割



青色回転灯装備車によるパトロール活動

教育ネットを活用したメール配信システム



▶ 県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況		平成27年度の姿
刑法犯認知件数 人口1万人当たり 警察が認知した刑法犯の 数	107.1件 (H12)	118.4件 (H17)	減少させる	現状は全国平均(177.6件)よりも低いが、一層の減少を目指す。
地区安全なまちづくり推進センターなど 地区の安全なまちづくり活動に取り組んでいる地区数	—	75地区 (H18)	205地区	現在の全小学校区に設置することを目指す。

地区安全なまちづくり
推進センターの設置について

道路や駐車場等の県民に身近な場所での犯罪が発生し、県民の日常生活に不安を与えています。このようなか中で「地域の安全は自らが守る」という意識のもと、県内では地域の住民の安全なまちづくりに向けたさまざまな防犯上の取組みが進められています。

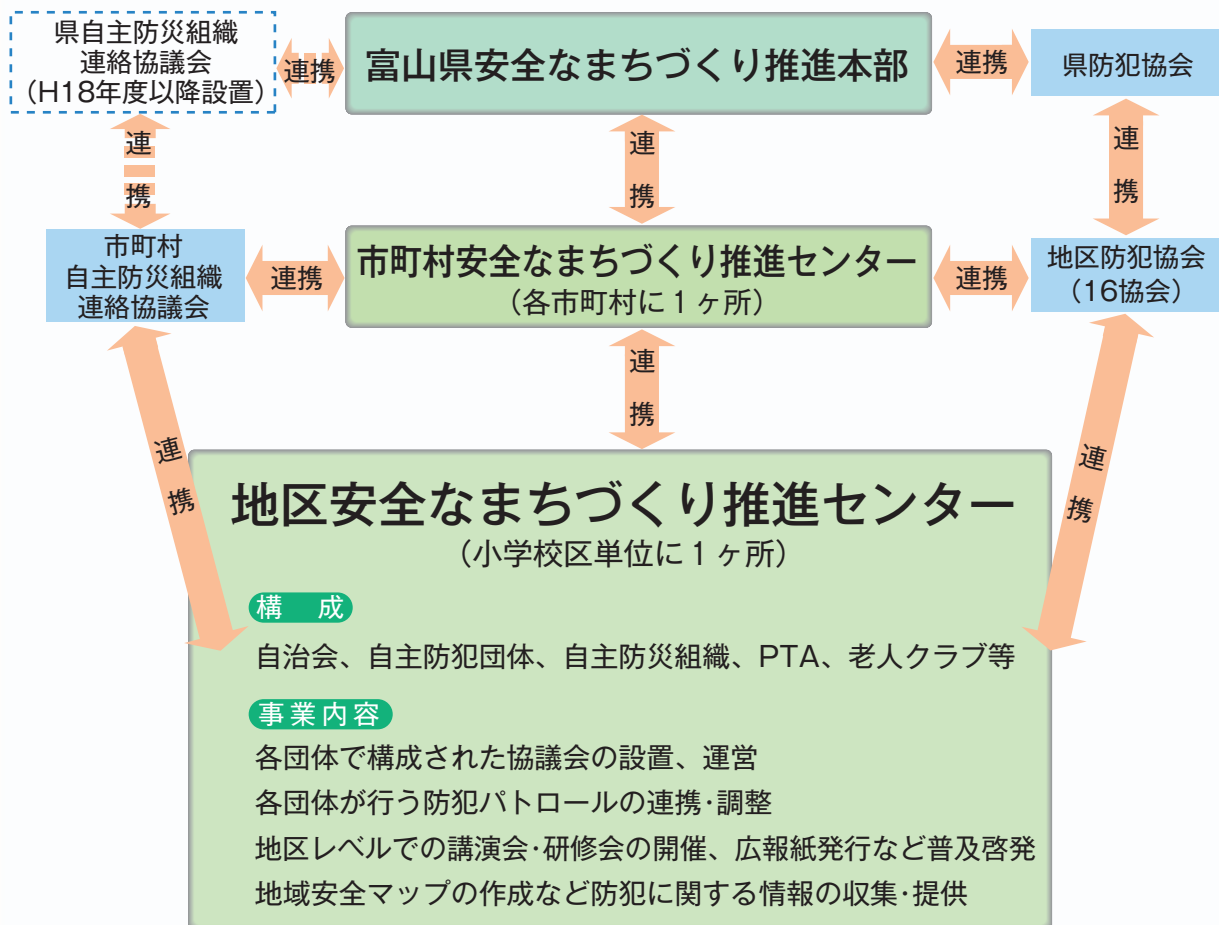
特に児童の安全確保に向けた積極的な取組みが行われ、学校安全パトロール隊が全小学校区(205校区)で結成され、平成18年3月末現在423隊、約33,300人が参加するなど、全国でも早い取組みがなされています。

しかし、このような活動は、生徒の保護者だけでは限界があり、一部の人たちに負担が偏らないよう、地域全体で防犯活動を盛り上げていく必要があります。

このため、PTA、防犯団体、防災組織、老人クラブ等の多様な団体が参画し、相互に連携・協力し、防犯活動に取り組むことが重要です。

そのための協議の場として地区安全なまちづくり推進センターを全小学校区に設置することを目指します。

安全なまちづくり推進体制(イメージ図)



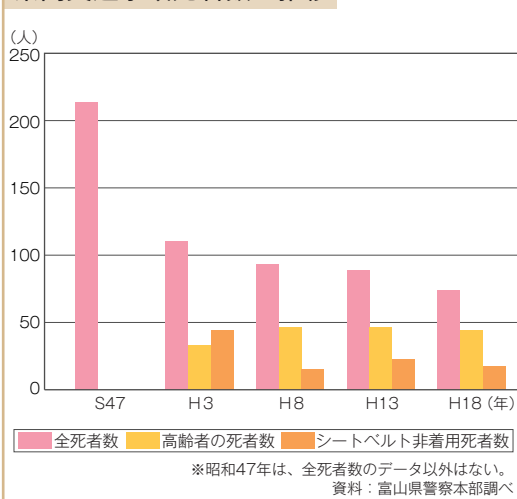
政策目標 (政策の目指すべき成果)

誰もが日常生活において、交通事故、悪質なセールス、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。

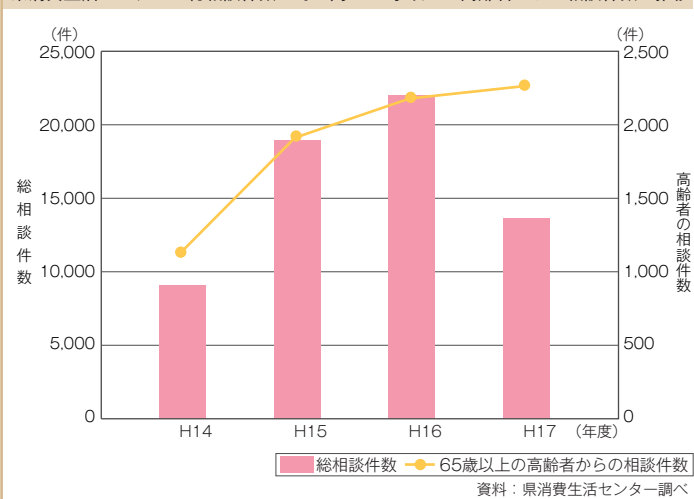
現状と課題

- 自動車保有台数が増加する中で、県民あがての交通安全運動などを積極的に推進してきた結果、交通事故死者数はピーク時の約3分の1になるなど着実に減少していますが、高齢化社会の進展に伴い、全死者数に占める高齢者の割合がほぼ半数で推移しているほか、高齢運転者による交通事故が増加しています。
また、シートベルト非着用による死者数が3割近くで推移するなど、その着用率の向上が求められています。
- 近年の規制緩和や高度情報化社会の進展等により、商品・サービスや取引方法が多様化するとともに、悪質業者の手口が巧妙化していることなどから、消費者トラブルの内容は、複雑化、多様化し、また、高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。
- 薬害エイズなど医薬品による健康被害やシックハウス症候群(※1)等の様々な問題や事故が発生しています。

県内交通事故死者数の推移



県消費生活センターの総相談件数とその内の65才以上の高齢者からの相談件数の推移



取組みの基本方向

- 交通事故や事故死者数の減少を目指し、高齢者の交通事故防止、後部座席を含むシートベルトの正しい着用の徹底、さらには、道路交通環境の整備や交通指導取締りの強化、充実など、総合的な交通事故防止対策を推進し、「交通事故のない社会」を目指します。
- 各種の消費者啓発活動や消費者教育、情報提供などにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止と賢い消費者の育成を推進します。
- 事業者等に対する指導を通じ、医薬品、危険物の製造、流通における安全管理の徹底や衛生的な生活環境の確保に努めるほか、消費者教育や情報提供などを推進します。

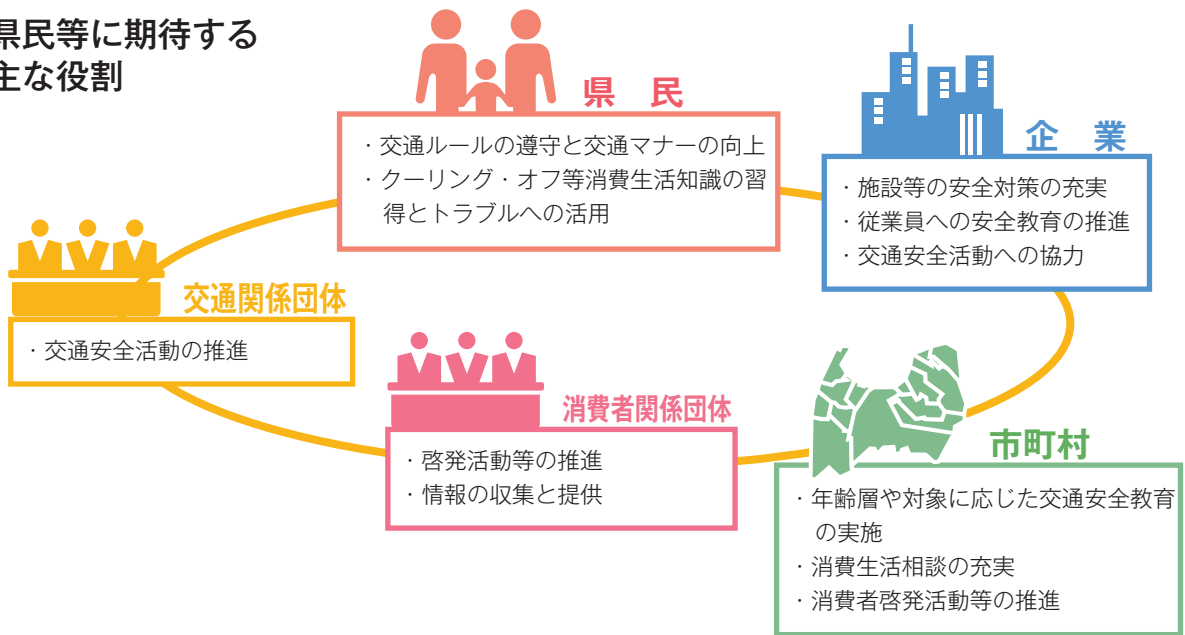
重点施策

重点施策	内 容
<p>1 交通安全思想の普及と 道路交通環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まで、県民の各年齢層や対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ・ 交通ボランティア等と連携した街頭キャンペーンや各種広報媒体を活用した広報啓発活動の積極的な推進による交通安全思想の普及啓発 ・ 高齢者の夜間事故防止のための反射材の貼付指導の推進 ・ 交通事故死者抑止のための後部座席を含めたシートベルト着用指導の推進 ・ 交通管制センターの高度化と高度道路交通システム（ITS）（※2）の導入など、質の高い交通安全施設の整備による、円滑な道路交通と安全の確保 ・ 通学路における歩道の設置など安全・安心な道路整備の推進 ・ 飲酒運転や著しい速度超過等、死亡・重大事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い交通違反に重点をおいた取締りや街頭監視活動の強化
<p>2 消費者の安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携による消費者トラブルの適切かつ迅速な対応や商品の安全、物価の安定など、消費者保護の推進 ・ 賢い消費者を育成するための消費者教育等の推進 ・ 複雑化、多様化する消費者トラブルに適切に対応するための消費生活センターの相談機能の充実 ・ 市町村の消費生活相談機能向上への支援
<p>3 医薬品や危険物の安全性の確保</p>	<p>医薬品の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「くすりの消費者教室」の開催など、消費者教育や情報提供 ・ 医薬品の安全情報収集提供体制の整備促進 ・ 医薬品の製造及び品質管理体制の充実 <p>危険物等の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物・毒物等の安全管理の推進
<p>4 衛生的な生活環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店、理・美容所、クリーニング店、公衆浴場などの生活衛生営業関係施設の衛生管理指導の充実 ・ 水道及び自家用井戸等飲料水の衛生対策の推進 ・ シックハウス症候群に関する相談体制の充実

（※1）シックハウス症候群：化学物質による室内空気汚染等により、居住者に様々な体調不良が生じる症状

（※2）高度道路交通システム（ITS）：最先端の情報通信技術を用い、交通事故、渋滞など道路交通問題の解決を目的として構築する新しい交通システムをいい、公共交通の支援、緊急車両の運行支援、ナビゲーションの高度化、安全運転の支援等、9つの分野により構成されている。

▶ 県民等に期待する
主な役割



参加・体験・実践型の高齢者安全運転普及事業における実践風景



消費生活体験講座における啓発活動

▶ 県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
交通事故の発生件数 人身事故及び死者数	発生件数 8,211件 (H13)	発生件数 7,308件 (H18)	7,000件 以下	<p>発生件数 高齢化の進展による高齢者事故の増加によって減少率(H9→H18で△5.7%)の鈍化が予想され、現状の5%程度の減少を目指す。</p> <p>死者数 政府目標(H24:5,000人以下)を踏まえ、交通事故件数の減少とシートベルト全座席での着用率向上の効果により、現状の2/3程度への減少を目指す。</p>
	死者数 88人 (H13)	死者数 73人 (H18)	50人以下	
消費生活相談解決率 県消費生活センターに対する相談総数のうち、助言等により解決した割合	97.2% (H13)	98.4% (H17)	現状維持	相談内容は、今後さらに複雑・多様化することが予想されるが、100%に近い解決率を目指す。